# 石巻市一般廃棄物処理基本計画

~みんなでつくる ごみ減量のまち いしのまき~

平成28年3月

石 巻 市

# 第1編 ごみ処理基本計画

# 目 次

第1章	計画策定の趣旨	
第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の位置付け	
第3節	計画対象区域	2
第4節	計画目標年次	2
第5節	基本計画策定の検討手順	3
第2章:	地域の概況	4
第1節	地理的概況	4
第2節	社会的概況	6
第3節	将来構想	16
第3章	ごみの現況	18
第1節	ごみ処理体系	18
第2節	収集区分	19
第3節	ごみ量	23
第4節	中間処理	31
第5節	最終処分	40
第6節	ごみ処理経費	45
第4章	関係法令の整理	46
第1節	廃棄物の処理・リサイクルに関する法律体系	46
第2節	関連計画の状況	47
第5章	ごみ処理の課題	50
第1節	処理システム指針による課題の抽出	50
第2節	減量化・資源化の課題	60
第3節	中間処理の課題	61
第4節	最終処分の課題	62
第5節	その他の課題	63
第6節	課題のまとめ	65

第6章	将来ごみ量の予測	66
第1節	i 予測の考え方	66
第2節	i 人口予測	68
第3節	i ごみ発生量の考え方	70
第4節	i ごみ発生量の予測	71
第5節	i ごみ処理量の予測	76
第6節	i 減量化・資源化・最終処分の目標設定	83
第7章	計画の推進と進行管理	88
第1節	· · 基本方針	88
第2節	i ごみ処理体系	91
第3節	i 収集・運搬計画	92
第4節	i 減量化・資源化重点施策	93
第5節	中間処理計画	96
第6節	i 最終処分計画	97

# 第1章 計画策定の趣旨

#### 第1節 計画策定の目的

近年、ごみ排出量の増大や質の多様化に対し「循環型社会」への転換が求められている。 すなわち、「単に燃やして埋める処理」から、「ごみの排出を抑制し、リサイクル可能なも のは極力リサイクルし、なお排出されるものについては焼却してその熱を利用するなどトー タルの視点からのごみの資源化・適正処理」が必要とされている。

平成 12 年 6 月には「循環型社会推進基本法」が施行され、循環型社会形成のための基本的な枠組みが定められた。また、平成 13 年 4 月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)」の改正、「資源の有効な利用の促進に関する法律」の施行によって、ごみの資源化・適正処理に対する一般的な仕組みが確立した。そして、それらを基に、個別の物品に対する対策として個々の法律が施行され、循環型社会へ向けた法整備が進んでいる。

上記のような状況の中、石巻市(以下「本市」という。)では、一般廃棄物処理事業としてごみ 及びし尿の処理業務を行いながら、多様化するごみ処理行政のあり方に対して適宜施策を講じてい るところである。

今回、この一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)は、国の指針等に基づき、これまで実施してきた施策の人口フレームを見直すとともに、東日本大震災の発生による廃棄物を取り巻く環境の変化に対応するため、本市のごみ処理及びし尿処理の現状と課題を整理し、今後の一般廃棄物処理の方策を明らかにすることを目的とする。

## 第2節 計画の位置付け

「廃棄物処理法」第6条第1項の規定により、「市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理計画)を定めなければならない」こととされている。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物処理の主要な柱となる長期計画である「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画に基づき各年度ごとに定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成される。また、基本計画と実施計画はそれぞれ、ごみ処理に関する計画及び生活排水処理に関する計画から構成されている。

本計画は、本市が長期的・総合的視野に立って、ごみ処理及び生活排水処理を将来にわたり適正かつ計画的に行うため、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る全てを包含するものである。

また、基本計画は 10~15 年の長期計画とし、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提 となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切であるとされている。

#### 一般廃棄物処理計画

#### 一般廃棄物処理基本計画

#### ごみ処理基本計画 生活排水処理基本計画

長期的視点に立った市町村の一般廃棄物の基本方針となる計画で、10~15年の長期とし、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行う。

#### 一般廃棄物処理実施計画

ごみ処理実施計画

生活排水処理 実 施 計 画

基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画である。

#### 図 1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

### 第3節 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市全域とする。

# 第4節 計画目標年次

本計画は長期的展望に立った計画であることから、計画策定年の翌年度(平成 28 年度)を 初年度とし、5年後の平成 32 年度を中間目標年次、10 年後の平成 37 年度を計画目標年次と 設定する。

# 計画目標年次 = 平成 37 年度

なお、諸条件に大きな変動があった場合は、適宜見直しを行うものとする。また、各種年間値のデータは平成 26 年度分を最新版として整理する。

#### 第5節 基本計画策定の検討手順

ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画の策定の検討手順を図 1-5-1 に示す。

計画策定にあたっては、「石巻市総合計画」をはじめとする各種関連計画を踏まえて行うものとする。

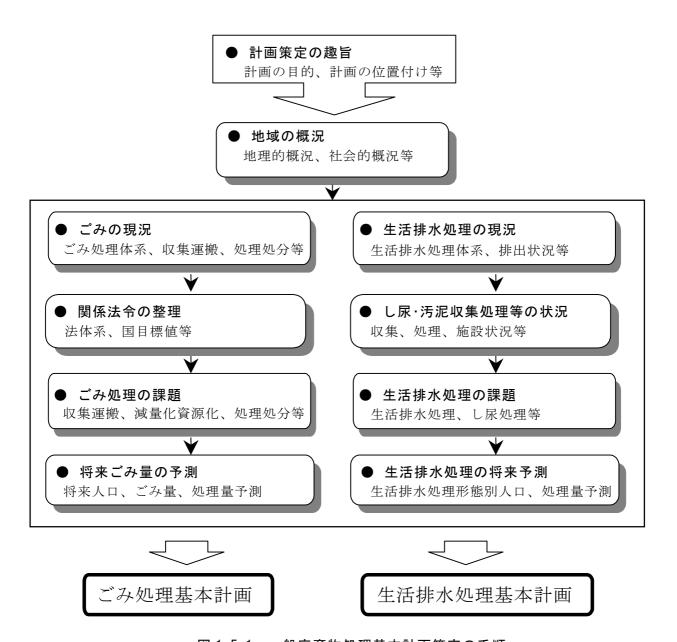


図 1-5-1 一般廃棄物処理基本計画策定の手順

# 第2章 地域の概況

#### 第1節 地理的概況

#### 1. 地 勢

本市は、宮城県北東部に位置し、南三陸町、登米市、涌谷町、美里町、東松島市、女川町 の2市4町に隣接している。

地勢は、北上川流域に肥よくな平たん地が広がり、市の北部から牡鹿半島にかけては北上山系の山々が連なっている。沿岸部は神割崎から牡鹿半島までがリアス式海岸に、旧北上川の河口である石巻湾側は、長浜から雲雀野へと続く砂丘となっている。また、沖合には、金華山、網地島、田代島のほか多くの小さな島々が浮かび、多様な地勢上の特徴を有し、風光明媚な景観を形成している。

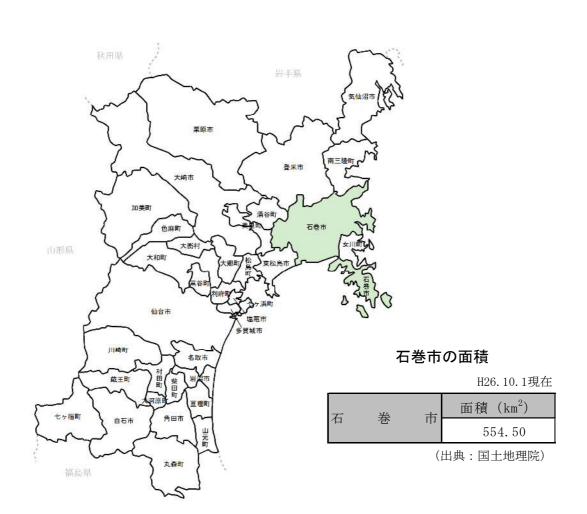


図 2-1-1 本市の位置

#### 2. 気 象

本市の気候は、三陸沖の黒潮の影響によって冬は比較的温暖であるが、夏はやませの影響で冷涼で過ごしやすい気候である。

平成 26年における年平均気温は 11.8 で、夏季の最高気温は 27.2 となっている。また、冬季の最低気温は-3.1 となっており、降雪期間は 12 月から 3 月で 2 月に最も降雪量が多くなっている。

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	平均
平均気温(℃)	0.8	0.5	4. 7	9. 5	15.0	19. 9	22. 6	23. 4	19.5	14. 5	9.0	1.8	-	11.8
最高気温(℃)	5. 2	4.4	8. 9	14.6	19.7	23.6	26. 3	27.2	24. 3	19. 0	13.1	5.4	_	_
最低気温(℃)	-2.8	-3.1	0.9	4.6	11.3	17. 5	19. 9	21.1	15. 6	10.2	5.0	-1.2	_	_
降 水 量 (mm)	14. 5	90. 5	145. 5	101.0	102.5	77.0	98. 0	77.5	225. 0	242.0	80.5	76. 5	1, 331	_

表 2-1-1 気象の概況 (平成 26 年)

(資料:気象庁公表データ)

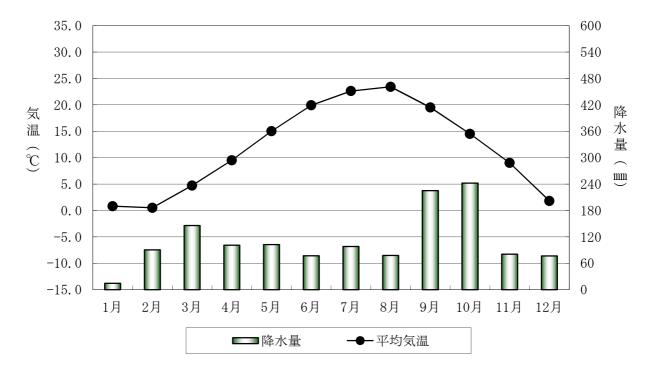


図 2-1-2 気象の概況 (平成 26 年)

# 第2節 社会的概況

#### 1. 人口・世帯数

平成 26 年度末における人口は 149,248 人となっており、世帯数は 59,952 世帯である。 過去 10 年間において人口は減少傾向にあるが、世帯数は概ね横ばいの傾向にあることか ら、1 世帯あたりの人口も減少傾向が続いている。

表 2-2-1 人口・世帯数の推移

(各年度末)

	人口 (人)		世帯数	(世帯)	1世帯あたり
	人口	増減	世帯数	増減	人口(人)
平成17年度	169, 587	-2, 706	59, 169	825	2.87
平成18年度	168, 388	-1, 199	59, 643	474	2.82
平成19年度	166, 345	-2, 043	59, 934	291	2.78
平成20年度	165, 099	-1, 246	60, 349	415	2.74
平成21年度	163, 594	-1,505	60, 525	176	2.70
平成22年度	161, 636	-1, 958	60, 711	186	2.66
平成23年度	152, 025	-9, 611	58, 137	-2, 574	2. 61
平成24年度	151, 263	-762	58, 838	701	2. 57
平成25年度	150, 303	-960	59, 517	679	2. 53
平成26年度	149, 248	-1, 055	59, 952	435	2.49

(資料:住民基本台帳人口及び世帯数)

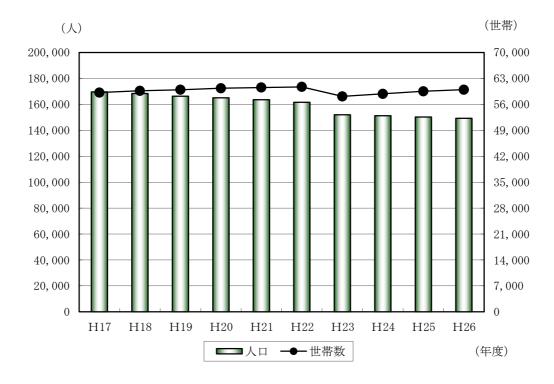


図 2-2-1 人口・世帯数の推移

#### 2. 就業構造

本市の産業別就業人口の構成割合は、平成 22 年度で第1次産業が約8.8%、第2次産業が約29.1%、第3次産業が約60.3%となっている。平成2年度からの推移をみると、第1次産業及び第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合は増加している。

	第1次	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能	
	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合	合 計 (人)
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	()()
平成2年度	14, 589	16.4	29, 917	33.5	44, 653	50.1	19	0.0	89, 178
平成7年度	10, 956	12.3	30, 890	34.8	46, 827	52.8	49	0. 1	88, 722
平成12年度	8, 956	10.7	28, 397	33.8	46, 383	55. 2	339	0.4	84, 075
平成17年度	7, 813	10.1	23, 523	30.4	45, 618	58. 9	455	0.6	77, 409
平成22年度	6, 282	8.8	20, 850	29. 1	43, 158	60. 3	1, 333	1. 9	71, 623

表 2-2-2 就業構造の推移

※割合の%の合計は、端数処理の関係で100%となっていない場合がある。

(資料:国勢調査)

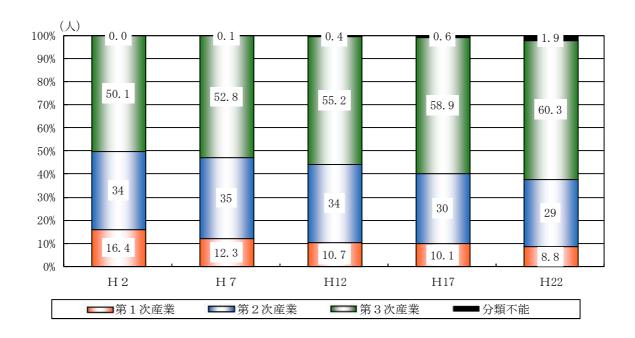


図 2-2-2 就業構造の推移

#### 3. 農業

本市の総農家数は平成22年度で5,395戸である。農家の構成割合については、平成22年度で 専業農家は14%、兼業農家のうち第1種兼業農家が9%、第2種兼業農家が54%、自給的 農家が23%となっている。

平成2年度からの農家数の推移をみると、総農家数は約3,243 戸減少しているが、その内 訳では特に兼業農家の減少幅が大きくなっている。

	総農家数	専業農家	兼	業農家(戸) 第一種第二種		自給的 農 家 (戸)	農 家世帯員数 (人)
平成2年度	8,638	748	7,890	1, 285	6, 605		47, 944
平成7年度	7, 849	645	7, 204	1, 164	6, 040		37, 986
平成12年度	7, 168	616	5, 570	716	4, 854	982	37, 642
平成17年度	6, 719	742	4,841	716	4, 125	1, 136	25, 413
平成22年度	5, 395	746	3, 409	513	2, 896	1, 240	17,664

表 2-2-3 農業の推移

※世帯員数は15歳以上とする

(資料:農林業センサス)

※専業農家:世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家

#### ※兼業農家

第1種:世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家第2種:世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家

※自給的農家:経営耕地面積が30 a 未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

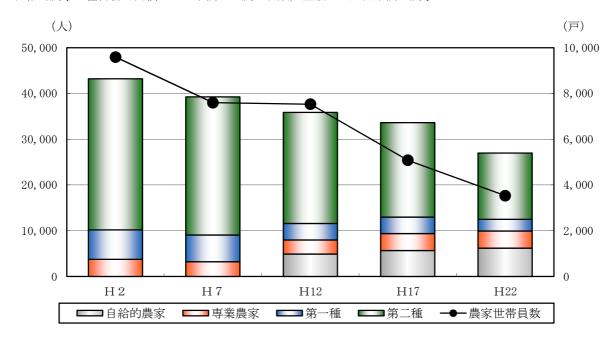


図 2-2-3 農業の推移

#### 4. 経営耕地

本市の平成 22 年度における経営耕地面積は、総面積 8,148 ha のうち、田が 93.6%、畑が 6.2%、樹園地が 0.1%となっている。全体的に田の占める割合が多く、各年度とも 90%以上となっている。

畑 樹園地 田 総面積(a) 割合 面積 割合 面積 割合 面積 (%) (a) (%) (a) (%) (a) 平成2年度 987, 307 5, 809 1,082,258 91.2 89, 142 8.2 0.5 平成7年度 946, 192 91.7 80, 781 7.8 4, 361 0.4 1,031,334 平成12年度 957, 405 891, 974 93.2 63, 130 6.6 2, 301 0.2 平成17年度 5.8 869, 137 94.0 53,882 1, 286 0.1 924, 305 平成22年度 763,003 93.6 50,899 6.2 881 0.1 814, 783

表 2-2-4 経営耕地の推移

(資料:農林業センサス)

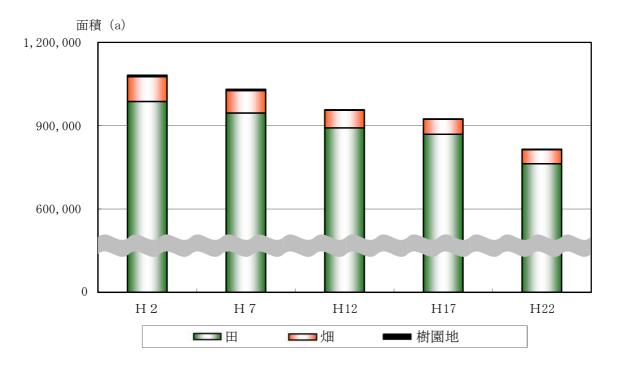


図 2-2-4 経営耕地の推移

#### 5. 漁 業

本市の魚市場における漁獲量及び収穫量は、震災発生年である平成23年に急減している。 しかし、その後は復調してきており、今後は震災以前の水準に戻っていくものと見込まれている。

表 2-2-5 漁業の推移

(単位: t)

	魚類	水産動物類	海藻類	総数
平成22年	112, 672	15, 968	37	128, 677
平成23年	19, 141	7, 533	19	26, 693
平成24年	49, 082	5, 059	18	54, 159
平成25年	79, 422	6, 855	25	86, 302
平成26年	90, 290	6, 768	23	97, 081

(宮城県HP:県内産地魚市場水揚概要)

各年1~12月

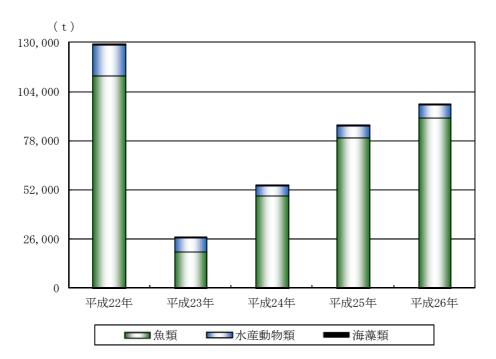


図 2-2-5 漁業の推移

#### 6. 商 業

本市の商店数は、平成19年度で2,502店であり、平成9年度と比較すると、823店減少している。従業者数は1,484人減少している。

商品販売額も同様に年々減少している。

表 2-2-6 商業の推移

	商店数	従業者数	商品販売額	事業所規模
	(店)	(人)	(百万円)	(人/店)
平成9年度	3, 325	17, 113	496, 385	5. 1
平成11年度	3, 155	17, 372	430, 326	5. 5
平成14年度	2, 837	16, 187	376, 436	5. 7
平成16年度	2, 760	15, 593	374, 666	5. 6
平成19年度	2, 502	15, 629	383, 740	6. 2

(資料:宮城県統計課「宮城県の商業」)

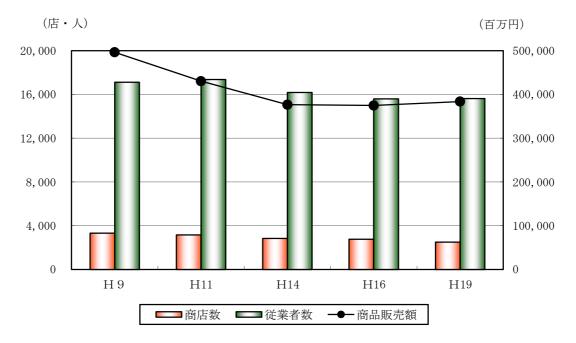


図 2-2-6 商業の推移

#### 7. エ 業

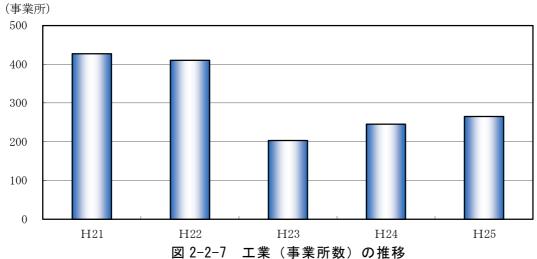
本市の事業所数は平成 25 年度で 265 事業所であり、出荷額等は約 2,914 億円で、平成 21 年度と比較すると約 687 億円の減額となっている。

事業所数と従業者数の推移について平成 21 年度と平成 25 年度で比較すると、約 162 事業所が減少している。従業者数は約 4,304 人減となっており、1 事業所あたりの従業者数は、ほぼ横ばいで推移している。

	五 2 2	, <u> </u>	9	
	事業所数	従業者数	出荷額等	事業所規模
	尹未川奴	(人)	(百万円)	(人/事業所)
平成21年度	427	11, 418	360, 076	26. 7
平成22年度	410	11, 131	367, 166	27.1
平成23年度	203	5, 933	137, 661	29. 2
平成24年度	245	7, 095	220, 586	29.0
平成25年度	265	7, 114	291, 389	26.8

表 2-2-7 工業の推移

(資料:工業統計調査)



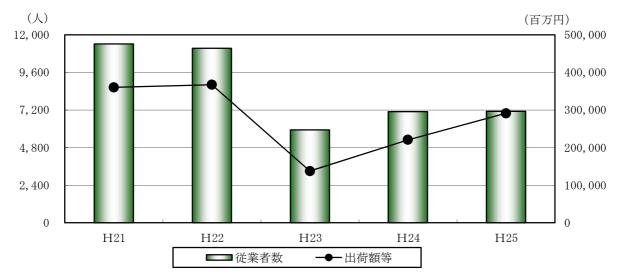


図 2-2-8 工業(従業者数・出荷額等)の推移

#### 8. 土地利用状況

本市の平成 25 年度における土地利用状況については、森林の占める割合が 56.15%と最も大きく、農地が 16.84%で続いている。

表 2-2-8 地目別土地利用面積(平成 25 年度)

平成25年4月1日現在ほか※

		農地	森林	原野等	水面・ 河川・ 水路	道路	宅地	その他	合計
合	計 (ha)	9, 360	31, 207	16	3, 909	2, 532	2, 539	6,015	55, 578
構	成比(%)	16.84	56. 15	0.03	7.03	4. 56	4.57	10.82	100.00

※使用する統計等により基準となる日が異なる。

(資料:宮城県HP土地利用の現況と推移)

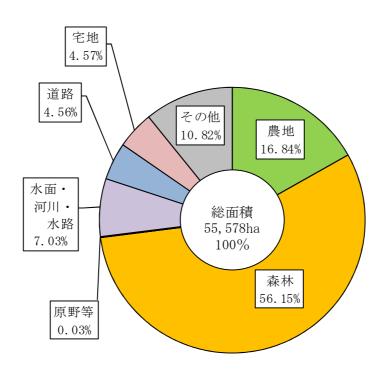


図 2-2-9 地目別土地利用面積(平成 25 年度)

#### 9. 観 光

本市の観光客入込数は、震災発生年の平成23年度では約168万人に落ちこんだが、平成24年度以降は徐々に震災前の観光客数に戻りつつある。

震災により休止していた観光施設やイベントが徐々に再開され、また宿泊施設の再建・再 開も進むなど、着実に震災からの復興を歩み進めている。

表 2-2-9 観光客数の推移

(単位:人)

	入込数		
	八匹奴	日帰客	宿泊客
平成22年	2,612,359	2, 417, 025	195, 334
平成23年	1,677,210	1,637,892	39, 318
平成24年	1, 900, 853	1, 853, 406	47, 447
平成25年	2, 245, 620	2, 140, 000	105, 620
平成26年	2, 171, 400	2,051,578	119, 822

(資料:宮城県観光統計概要)

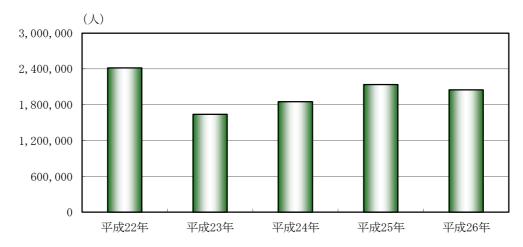


図 2-2-10 観光客数 (日帰り客) の推移

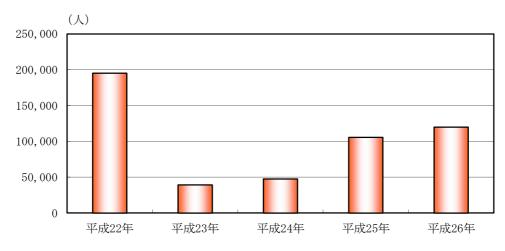


図 2-2-11 観光客数(宿泊客)の推移

#### 10. 交通

本市の主な道路交通網は、自動車専用道路として、三陸自動車道があり、一般道路として、 市の中心部を南北に縦断する国道 4 5 号(起点:宮城県仙台市~終点:青森県青森市)、市 内西部を東西に横断する国道 1 0 8 号(起点:宮城県石巻市~終点:秋田県由利本荘市)、 市内の国道 4 5 号を起点とし、沿岸部を走る国道 3 9 8 号などの道路網が発達している。

鉄道交通網としては、宮城県遠田郡美里町にある小牛田駅から宮城県牡鹿郡女川町にある 女川駅を結ぶJR石巻線、宮城県仙台市にあるあおば通り駅から石巻駅を結ぶJR仙石線 などがある。

海の航路としては網地島や田代島、金華山などがあり、船舶交通は島民にとって重要な役割を担っている。

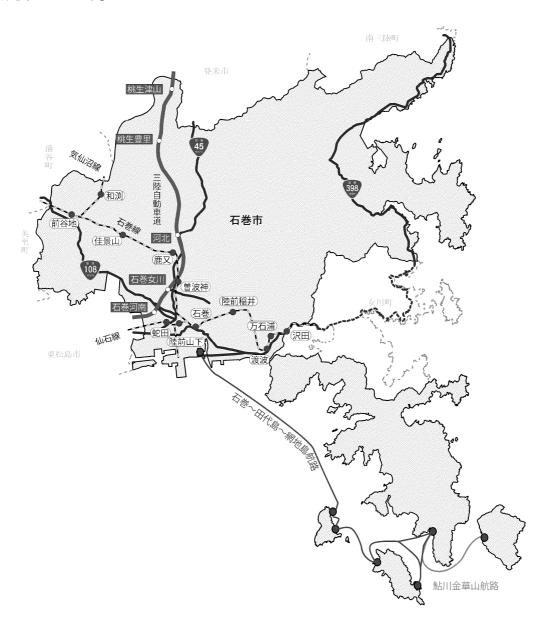


図 2-2-12 交通の概要

#### 第3節 将来構想

#### 1. 石巻市の将来像(「石巻市総合計画」)

本市では、平成22年度に石巻市総合計画を策定している。将来像は「わたしたちが創り だす 笑顔と自然あふれる 元気なまち」とされ、詳細施策・事業の中に、ごみの資源化 や減量化、集落排水処理施設の整備などを推進することとしている。

#### 《将来像》

#### わたしたちが創りだす 笑顔と自然あふれる 元気なまち

#### 《基本目標》

ともに創る 協働のまち 個性と創造性豊かな 未来の担い手を はぐくむまち

地域資源を活かして 元気産業を 創造するまち

安心して 健やかに 暮らせるまち

心ゆたかな 誇れるまち

民が個性を活かして、域に対する愛着や誇

して輝

に輝ける機会を

つく

る

地域の個性が 輝き 融和するまち

#### 《基本施策》

市市住 定民民民 し 満 の ま り の 自 た度のがおり の高い行うを強化し 政運 営を構 政 対 グサー す ービスを埋りる関心を 築す 提高 供ける る

生きる力」 た域 |な時代を創造する人材を育成||全体で子どもたちを育成する を持 つ子供たちを育成 Ź

力続的いきい 巻 い独 おなと、きとの を集る 再が、 して を創 信頼される。石巻ブランド。をと働ける就業環境を創出する水産業の発展を図る 信農 生す 別出する るみ が 楽 しく過ごせる中心 訪 れることにより

目立し、いきいき暮ら伝社を充実するないと誇りを持って住を確立する できるように上生涯を通じて二 (害に対し) 実を 築す 心して子どもを産 互 するいに支えあい生活 対する備えを充実は身近な安全性を高い にする 元気 べで健 住 5 み育てら できる仕組みを せ 4 康な暮らしが (する る障 続けられる高 が ñ える支 1 者福 援 実 祉 体

身近 通 な自然や生活環境を守る な自然を次世代に継承する を 確 保す á

てる れ適域 はな生態を生 削 Ó 風 2利用環に 土に により、 境を実 根ざした魅 大きな、生きな い、生活を支える公共現できる地域にする大きな魅力を創出する 力や資 源 wを守り

#### 《施策の体系》

#### 豊かな自然を次世代に継承する

#### 1自然環境を保全する 《施策の展開》

- ●自然環境保全の推進
- ●森林環境再生の推進

#### ●下水道整備の推進

- ・快適で清潔な生活環境づくりと公共用水域 の水質保全を図るため、公共下水道の整備 を促進します。
- ・宮城県が事業主体となり整備している幹線 管渠及び浄化センター等の流域下水道につ いて整備を促進します。
- ・農、漁村集落における集合処理が適する地 区においては、適正規模の集落排水処理施 設の整備を促進します。
- ・個別処理が適する地区等においては、浄化 槽の設置普及を促進します。
- 2 自然とのふれあいを推進する

#### 身近な自然や生活環境を守る

- 1市街地の自然を確保する
- 2 生活環境を保全する
- 3 循環型社会を形成する

#### 《施策の展開》

#### ●ごみリサイクルシステムの確立

- ・容器包装の収集処理体制の充実や、不燃物破砕処理等の 中間処理施設の整備等、リサイクル社会に対応するごみ 処理体制の確立に取り組み、限りある天然資源の利用を 抑え持続的発展が可能な社会システムの構築を図りま す。
- ・グリーン購入対象範囲を広げ、市民・事業者への啓発を 行い、その充実強化を推進します。

#### ●ごみ処理適正管理の推進

・不法投棄防止のための啓発やパトロールを強化するとと もに、一般廃棄物最終処分場の適正管理を進め、延命化 を推進します。

#### ●ごみ減量化の推進

- ・ごみ減量化に関する意識啓発を強化するとともに、分別 品目の追加やごみ処理費用負担の適正化についても検討
- 4 エネルギー対策を推進する

#### 2. 石巻市観光復興プラン

本プランは、東日本大震災により、本市の観光産業をめぐる環境が激変した中で、観光産業の復興を観光施設等の復旧状況を見据えながら計画したものである。

基本理念

新生・再生・共生のテーマ性と戦略性の高い観光地づくり

#### 合併後の新生石巻の観光地づくりの柱

- ・「食」のブランド化、グルメの創造
- ・体験型観光などニーズに対応したメニュー
- ・既存施設、自然公園の見直し、活用
- ・お祭り・イベントの充実
- ・イメージ形成と知名度アップの PR 戦略
- ・地域連携強化と観光ルートの形成
- ・外国人観光客の誘致 など

#### 震災後の再生石巻の観光地づくりの柱

- ・観光施設の復旧・復興
- ・復興促進イベントの開催
- 新規観光戦略施設の整備

※新生石巻市・観光戦略プランより

※石巻市震災復興基本計画より

新生石巻

再生石巻

石巻の観光地づくり

共生石巻

テーマ性ある観光地づくり

戦略性ある観光地づくり

#### 新生・再生石巻を支える土台づくり

- ・観光関連団体との協力・連携強化
- ・民間連携、広域連携の仕組みづくり
- ・市民・地元企業の意識向上と参加促進
- ・観光事業者、ボランティア等の人材育成
- ・震災による新たな交流継続の仕組みづくり

目標像

多彩な輝きがつながる魅力的な観光地・石巻

#### 基本方針

- ①海・山の豊富な地場産品を活かした食のブランド化 と商品開発を目指します。
- ②自然環境や漫画等代表的な資源を最大活用し、積極 的な PR により、地域イメージを形成し知名度アップ を目指します。
- ③ターゲットを明確にし客層に応じた観光メニューの 提供を目指します。
- ④被災施設等の早期復旧、新たな施設等の整備を実施 し、観光復興の促進を目指します。
- ⑤関係団体との協力・連携の強化とともに、市民参加 や地元企業参加を促し、地域一体となった観光振興 体制の確立を目指します。

#### 重点プロジェクト

- ①食のまち・いしのまきプロジェクト
- ②MANGA観光プロジェクト
- ③三陸復興国立公園プロジェクト
- ④自然公園再生プロジェクト
- ⑤アラカルト観光メニュープロジェクト
- ⑥きずな観光プロジェクト
- ⑦ユニバーサルデザイン観光インフラプロジェクト
- ⑧観光施設復興プロジェクト
- ⑨観光復興プラン推進プロジェクト

# 第3章 ごみの現況

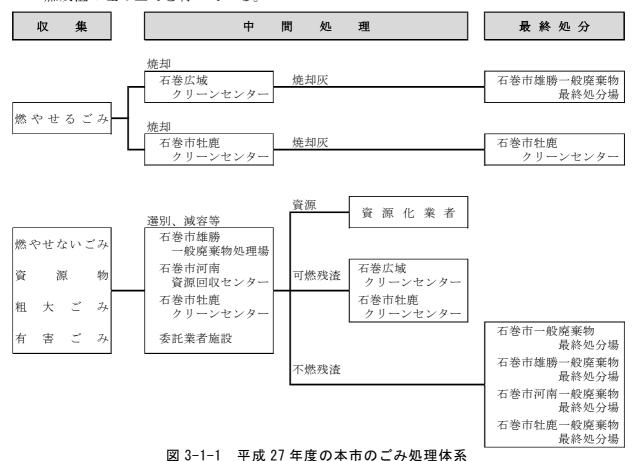
#### 第1節 ごみ処理体系

#### 1. ごみ収集体系

本市内から排出されるごみは、燃やせるごみ・燃やせないごみ等 5 種類 18 分別である。 このうち燃やせるごみは、石巻地区広域行政事務組合(以下「石巻広域」という。)所 有の石巻広域クリーンセンター、本市所有の石巻市牡鹿クリーンセンターで焼却処理さ れている。

なお、石巻広域クリーンセンターでは本市に加えて東松島市、女川町の2市1町の燃やせるごみが焼却処理されている。燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみは、石巻市雄勝一般廃棄物処理場、石巻市河南資源回収センター、石巻市牡鹿クリーンセンター、委託業者施設で選別・減容化処理されている。資源物は資源化業者に引き渡し、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は最終処分されている。また本市では、5種類18分別のごみの収集とは別に集団資源回収事業も行っている。

最終処分場は石巻市一般廃棄物最終処分場、石巻市雄勝一般廃棄物最終処分場、石巻 市河南一般廃棄物最終処分場、石巻市牡鹿一般廃棄物最終処分場があり、焼却残渣と不 燃残渣の埋め立てを行っている。



# 第2節 収集区分

#### 1. 収集区分

本市の収集ごみ基本構成は、大きく分類して燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物・粗大ごみ・有害ごみの計 5 種類となる。資源物の内訳はペットボトル、あきびん(4 種類)、あき缶、金属、スプレー缶・ガスカートリッジ、新聞紙、雑誌・古本、ダンボール、紙パック、薄手の綿製品、雑紙の 14 個に区分しており、全体で 5 種類 18 分別という構成になっている。

※田代島地区については、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物 (2分別)、粗大ご みの4種類5分別となっている。

#### 表 3-2-1 ごみの収集区分

		資源物										
区分名称	燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	ペットボトル	あきびん	あき缶	金属	スプレー缶・ ガスカート リッジ	紙類	薄手の 綿製品	雑紙	粗大ごみ	有害ごみ
収集品目	草、プラス チック類 (ペットボトルはご	びせのとスコ球ん込んの(ののとスコ球ん込んがある。)、ガア化実素びかり、ガア化実素ががある。とれては、ガラ、粧酒用等	清涼飲料・ 酒類・しょ うゆ用ボト	<ul><li>○一升びん・ ビールびん</li><li>○無色透明びん</li><li>○茶色びん</li><li>○その他色びん</li><li>ん</li></ul>	ジュース、 ビール、食料 品等の缶	フォーク.	カセットコン ロ用ガスカー トリッジ、化 粧 品 用 ス プ レー	本 ○ダンボー ル	下着類、ワイ類、アイシャッツ類、Tシャッツ類、 M タオル 類等の 繊維製品	筒、名刺、ダ イレクトメー ル、ラップ・	大消ち長径が50cmを 超えるもの	蛍銀 水、温電捨 水、フィター
収集頻度	2回/週 (直営・委託)	1回/月 (委託)	2回/月 (委託)	2回/月 (委託)	2回/月 (委託)	1回/月 (委託)	2回/月 (委託)	2回/月 (委託)	2回/月 (委託)	2回/月 (委託)	1回/月 (委託)	1回/月 (委託)
収集場所	ステーション 収 集	ステーション 収 集	ステーション 収 集	ステーション 収 集	ステーション 収 集	ステーション 収 集	ステーション 収 集	ステーション 収 集	ステーション 収 集	ステーション 収 集	有 料 戸別収集	ステーション 収 集
排出形態	指定袋	指定袋	指定袋	コンテナ	指定袋	指定袋	コンテナ	紙ひも	指定袋	黄色字の雑紙 類専用収集袋	粗大ごみ処 理券を貼り 付け	指定袋
処理手数料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	有 料	無料

※田代島地区については、週1回の収集となっている。

#### 2. 収集体制

家庭系ごみの収集については、燃やせるごみの一部を直営による収集で行っており、 それ以外は業者委託による収集で行っている。

事業系ごみは許可業者による許可収集または自己搬入による施設直接搬入となっている。

#### 3. 排出に関する料金設定

#### 1) ごみ処理有料化

ごみの有料化については平成17年度から粗大ごみを対象として実施され、品目に応じた枚数の粗大ごみ処理券(1枚500円)を購入して貼付し、排出することとなっている。

#### 2) 直接搬入時の処理手数料

家庭系の燃やせるごみをごみ集積所ではなく石巻広域クリーンセンターへ直接搬入する場合は、100円/10kgの処理手数料を徴収している。石巻市牡鹿クリーンセンターへ直接搬入する場合の処理手数料は100kg(未満の場合も含む)ごとに610円である。

資源物及び燃やせないごみを、市の各リサイクル施設・最終処分場へ直接搬入する場合は、100kg(未満の場合も含む)ごとに610円の処理手数料を徴収している。

#### 4. ごみ集積所数

燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物・有害ごみは、ごみ集積所を主体とした収集を行っている。地区毎のごみ集積所数は表 3-2-2 に示す通りである。

表 3-2-2 ごみ集積所数 (平成 26 年度)

(単位:箇所)

区分	石巻	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	計
可燃	2, 417	212	48	265	84	58	266	3, 350
不燃・資源	1, 496	212	48	265	84	58	266	2, 429
計	3, 913	424	96	530	168	116	532	5, 779

※仮設住宅のごみ集積所は含めない。震災の影響により現在使用していない一部の集積所を含む。 (資料:平成27年度 清掃事業概要)

#### 5. 集団資源回収等

定期収集の他に、地域住民団体による資源系のごみの回収が別途行われ、実績に応じた助成を行っている。品目としては、生きびん、アルミ缶、スチール缶、新聞、雑誌、ダンボールとなっている。

#### 6. 生ごみ処理

一般家庭で排出される生ごみの減量化対策の一環として、家庭内での生ごみ処理容器の購入助成を行っている。

表 3-2-3 生ごみ処理容器購入助成等の内容

区分	事業開始年度	条件等
生ごみ処理容器 (コンポスト)	平成元年度	・購入金額の1/2を補助対象 3,000円上限
発酵容器	平成8年度	・2基以上購入した場合、 容器1基分の購入金額の相当額を補助対象 2,000円上限
電気式生ごみ処理機	平成13年度	・購入金額の1/2を補助対象 25,000円上限

表 3-2-4 生ごみ処理容器購入助成等実績

区分		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生ごみ処理容器	補助基数 (基)	23	29	46	20	11	15	7
(コンポスト)	補助金額 (円)	64, 900	61, 700	104, 600	58, 400	30, 200	39, 000	17, 800
発酵容器	補助基数 (基)	31	66	29	6	16	9	11
光辟谷品	補助金額 (円)	61, 395	129, 905	57, 710	11, 990	31, 980	17, 995	19, 264
電気式生ごみ処	補助基数 (基)	79	36	33	9	6	13	6
理機	補助金額 (円)	1, 957, 400	883, 500	821, 500	225, 000	150, 000	325, 000	150, 000

# 第3節 ごみ量

#### 1. 総ごみ量

本市のごみ量は、家庭系ごみ収集(燃やせるごみ、燃やせないごみ他、資源物、粗大 ごみ)、施設直接搬入(可燃性ごみ、不燃性ごみ・資源物)、集団資源回収に基づき、集 計している。

平成 26 年度の総ごみ量は 57,802 t であり、推移としては平成 22 年度までは減少傾向だが、平成 23 年度以降は増加傾向にある。

平成 26 年度におけるごみ種別では家庭系ごみ収集の燃やせるごみが最も多く、34,432t で総ごみ量の 59.6%、ついで施設直接搬入の可燃性ごみが 12,907t (22.3%) であり、合わせて、総ごみ量の8割以上を占めている。

排出形態別では、家庭系ごみが 41,931 t で全体の 72.5%、事業系ごみが 15,032 t で全体の 26.0%、集団資源回収は 839 t で全体の 1.5%である。

表 3-3-1 ごみ量の推移

(単位:t)

								(+14.0)
	ごみ種別	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
家	燃やせるごみ	37, 699	36, 879	34, 897	35, 136	33, 731	34, 001	34, 432
庭系	燃やせないごみ他	1, 607	1, 405	1, 345	1, 250	1, 255	1, 262	1, 199
<u>_</u> "	資 源 物	5, 881	5, 711	5, 488	6, 012	6, 006	6, 738	6, 032
み収	粗大ごみ	189	156	150	72	123	152	130
集	計	45, 376	44, 151	41, 880	42, 470	41, 115	42, 153	41, 793
直	可燃性ごみ	11, 824	11, 952	11, 036	10, 152	11, 492	12, 504	12, 907
接施搬設	不燃性ごみ・資源物	2, 164	2, 274	2, 476	1, 044	2, 251	2, 379	2, 263
入	計	13, 988	14, 226	13, 512	11, 196	13, 743	14, 883	15, 170
	集団資源回収量	1, 925	1, 758	1, 639	743	970	946	839
	総ごみ量	61, 289	60, 135	57, 031	54, 409	55, 828	57, 982	57, 802
総こ	びみ量(集団回収除く)	59, 364	58, 377	55, 392	53, 666	54, 858	57, 036	56, 963
排出出	家庭系ごみ	45, 385	44, 151	41,880	42, 470	41, 164	42, 245	41, 931
内訳	事業系ごみ	13, 979	14, 226	13, 512	11, 196	13, 694	14, 791	15, 032
別	集団資源回収	1, 925	1, 758	1, 639	743	970	946	839
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

(資料:各年度清掃事業概要)

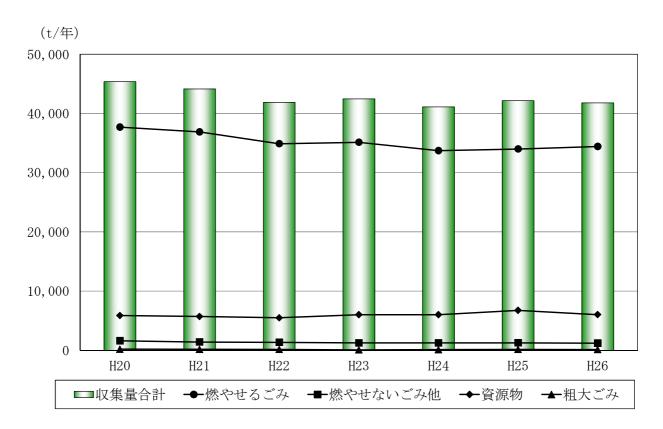


図 3-3-1 ごみ量の推移(家庭系ごみ収集)

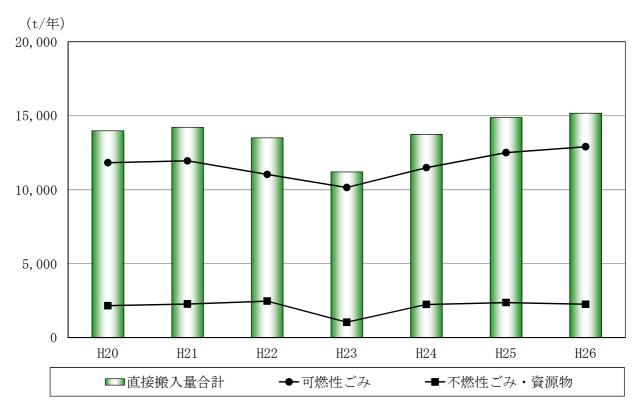


図 3-3-2 ごみ量の推移(施設直接搬入)

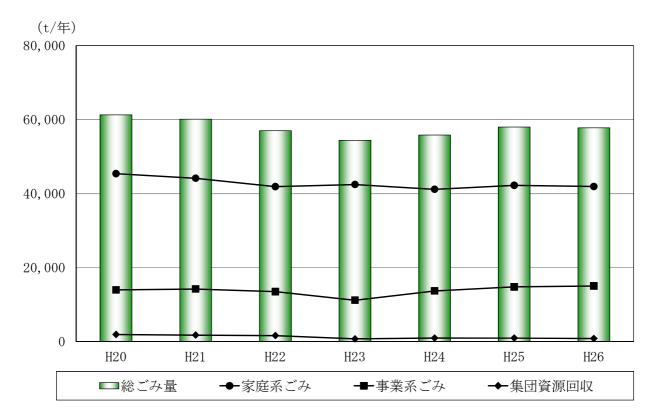


図 3-3-3 ごみ量の推移 (総ごみ量)

#### 2. 集団資源回収量

家庭系ごみや事業系ごみの他に、本市では子ども会、町内会等の地域住民団体を主体 とした再生資源集団回収が行われ、生きびん、アルミ缶、スチール缶、新聞、雑誌、ダ ンボールを対象品目としている。

表 3-3-2 集団資源回収量の推移

(単位: t/年)

	品 目		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
	新	聞	1, 083	976	913	344	501	495	449
紙	雑	誌	394	352	311	154	162	157	134
類	ダンボー	ル	322	313	314	193	242	232	208
	小	計	1, 799	1, 641	1, 538	691	905	884	791
金	スチール	缶	33	36	30	16	21	21	16
属	アルミ	缶	27	27	26	15	23	22	17
類	小	計	60	63	56	31	44	43	33
生	きびん	)	66	54	45	21	21	19	15
	合 計		1, 925	1, 758	1, 639	743	970	946	839

(資料:各年度清掃事業概要)

#### 3.1人1日当たりのごみ排出量

家庭系・事業系のごみの年間総排出量を、人口で除した1人1日当たりのごみ排出量 (=排出原単位) は、平成26年度で1,061g/人・日となっている(集団資源回収含む)。 内訳としては家庭系ごみ(集団資源回収含む)が785g/人・日、事業系ごみが276g/人・日である。推移としては全体的に増加傾向にある。

平成 25 年度における、本市の排出原単位は 1,057 g /人・日、宮城県平均値は 1,018 g /人・日、全国平均値は 958 g /人・日であり、本市は県平均値よりも 39 g、全国平均値よりも 99 g 多い値となっている。

(※1人1日当たりごみ排出量 = 総排出量(t/年) × 1,000,000 ÷ 人口(人) ÷ 365(日))

表 3-3-3 1人1日当たりのごみ排出量の推移

項目	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
家庭系ごみ量 ※括弧値は集団回収除く	47, 310	45, 909	43, 519	43, 213	42, 134	43, 191	42, 770
(t/年)	(45, 385)	(44, 151)	(41, 880)	(42, 470)	(41, 164)	(42, 245)	(41, 931)
事業系ごみ量 (t/年)	13, 979	14, 226	13, 512	11, 196	13, 694	14, 791	15, 032
総ごみ量 ※括弧値は集団回収除く	61, 289	60, 135	57, 031	54, 409	55, 828	57, 982	57, 802
(t/年)	(59, 364)	(58, 377)	(55, 392)	(53, 666)	(54, 858)	(57, 036)	(56, 963)
年度末住民基本台帳人口 (人)	165, 099	163, 594	161, 636	152, 025	151, 263	150, 303	149, 248
排出原単位:家庭系 ※括弧値は集団回収除く	785	769	738	779	763	787	785
スカが他は集団回収除く (g/人・日)	(753)	(739)	(710)	(765)	(746)	(770)	(770)
排出原単位:事業系 (g/人・日)	232	238	229	202	248	270	276
排出原単位:合計	1, 017	1, 007	967	981	1, 011	1, 057	1,061
※括弧値は集団回収除く (g/人・日)	(985)	(978)	(939)	(967)	(994)	(1, 040)	(1, 046)
宮城県排出原単位:家庭系 (g/人・日)	725	697	688	726	712	707	未公表
宮城県排出原単位:事業系 (g/人・日)	298	286	278	321	309	307	未公表
宮城県排出原単位:合計 (g/人・日)	1, 023	983	967	1,047	1, 021	1, 018	未公表
全国排出原単位:家庭系 (g/人・日)	733	709	697	696	685	678	未公表
全国排出原単位:事業系 (g/人・日)	301	285	279	280	279	280	未公表
全国排出原単位:合計 (g/人・日)	1, 033	994	976	976	964	958	未公表

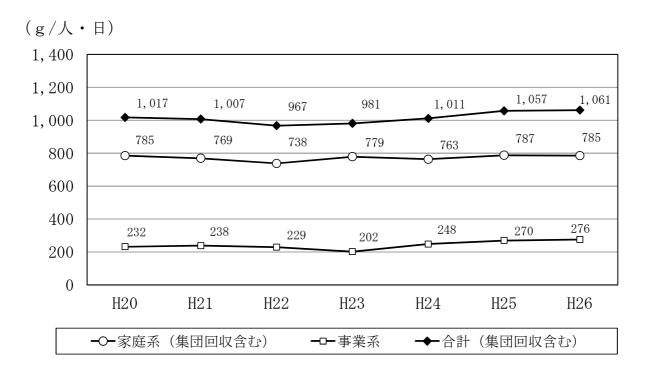


図 3-3-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

#### 4. リサイクル率

資源化対象物量を総ごみ量で除したリサイクル率について、平成 26 年度で 13.9% となっている。過去7ヵ年の推移としては、平成23年度以降減少傾向を示している。

平成 25 年度において、本市のリサイクル率は 14.7%、宮城県平均値は 16.8%、全国平均値は 20.6%であり、本市は県平均値よりも 2.1%、全国平均値よりも 5.9%低い値となっている。ただし、排出事業者から資源化業者へ直接引き渡される資源量や、大規模店舗からの資源量を加味した場合の本市のリサイクル率は、平成 25 年度において 25.0%で、県及び全国平均値を上回っている。

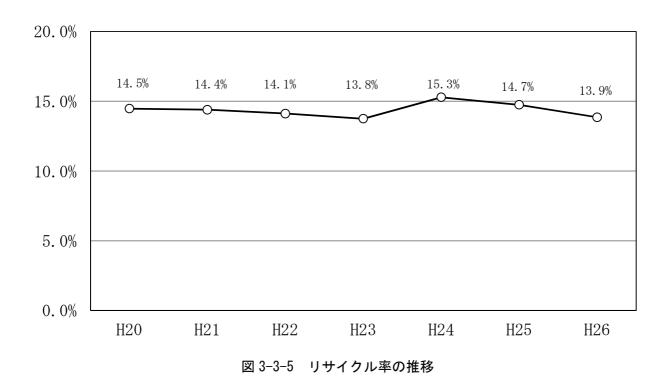
表 3-3-4 リサイクル率の推移

(単位: t)

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
総	ごみ量	61, 289	60, 135	57, 031	54, 409	55, 828	57, 982	57, 802
	生活系ごみ	45, 385	44, 151	41,880	42, 470	41, 164	42, 245	41,931
	事業系ごみ	13, 979	14, 226	13, 512	11, 196	13, 694	14, 791	15, 032
	集団資源回収	1,925	1,758	1,639	743	970	946	839
総	資源化量	8,868	8,654	8, 050	7, 482	8, 534	8, 550	8,007
	収集・直接搬入	5, 712	5, 731	5, 273	6, 015	5, 858	5, 754	5, 586
	集団資源回収	1,925	1,758	1,639	743	970	946	839
	焼却施設資源回収	1, 231	1, 165	1, 138	724	1,706	1,850	1,582
	鉄・アルミ	161	153	165	214	216	159	145
	溶融スラグ	1,070	1,012	973	510	1, 490	1, 691	1, 437
	巻市リサイクル率 総資源化量/総ごみ量)	14. 5%	14.4%	14. 1%	13.8%	15. 3%	14. 7%	13.9%
	巻市リサイクル率 <sup>※1・2</sup> 事業系を加味)	23. 3%	33.4%	35.4%	15. 5%	30. 5%	25.0%	33.6%
宮	城県リサイクル率	17. 2%	17. 7%	17.1%	16. 6%	16. 9%	16.8%	未公表
全	国リサイクル率	20. 3%	20. 5%	20.8%	20.6%	20. 5%	20.6%	未公表

<sup>※1</sup> 排出事業者から資源化事業者へ直接引き渡される資源量、大規模店舗からの資源量を加味 したリサイクル率

<sup>※2</sup> 平成22~25年度は、東日本大震災により、大規模店舗からの資源量は未集計



## 第4節 中間処理

#### 1. ごみ処理施設

#### 1) ごみ処理施設概要

本市の焼却処理は、平成 15 年 3 月に竣工した石巻広域所有の石巻広域クリーンセンターと平成 7 年 9 月に竣工した本市所有の石巻市牡鹿クリーンセンターで行っている。

石巻広域クリーンセンターは、230t/日(115 t /24 h × 2 炉)の流動床式ガス化溶融炉により燃やせるごみの焼却・溶融を行っており、スラグを資源化している。

石巻市牡鹿クリーンセンターでは、 $20 t/H(10 t/8 h \times 2 / E)$ の機械化バッジ式焼却炉により燃やせるごみを焼却しており、資源物の選別・減容も行っている。

資料編1~2ページに各施設のごみ処理フロー図を示す。

内 容 項 目 名 称 石巻広域クリーンセンター 在 地 石巻市重吉町8-20 所 平成13年3月 着 工 竣 平成15年3月 工 敷 地 面 積  $37,922.47\,\mathrm{m}^2$ 建 築 積 6, 508. 30 m<sup>2</sup> 面 延 床 積 11, 541. 93 m<sup>2</sup> 面 処 理 能 力 230t(115t/24h×2炉) 流動床式ガス化溶融炉 形 式 プラントメーカー ㈱神戸製鋼所

表 3-4-1 ごみ処理施設概要(石巻広域クリーンセンター)

表 3-4-2 ごみ処理施設概要(石巻市牡鹿クリーンセンター)

項		目	内 容
名		称	石巻市牡鹿クリーンセンター
所	在	地	石巻市十八成浜清崎山1-49
着		工	平成6年9月
竣		工	平成7年9月
敷	地 面	積	7,010.62㎡の一部
建	築 面	積	1, 438 m²
延	床 面	積	2, 206. 42 m <sup>2</sup>
処	理能	力	20t (10t/8h×2炉)
炉	形	式	機械化バッジ式焼却炉
プラ	ントメー	カー	日立金属㈱

# 2) 処理実績

平成26年度の石巻広域クリーンセンターにおける石巻市分の焼却処理量は46,817 t であり、平成23年度以降増加傾向にある。一方、平成26年度の石巻市牡鹿クリーンセンターにおける焼却処理量は805 t であり、年々減少傾向にある。

表 3-4-3 ごみ焼却実績の推移(2市1町)

(単位: t)

施設名	項目		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
		直営収集ごみ	2, 521. 7	261. 5	239. 6	10, 357. 5	1, 183. 0	224. 2	299. 2
		委託収集ごみ	44, 856. 2	46, 818. 9	44, 377. 9	30, 825. 4	42, 262. 4	42, 931. 0	43, 579. 8
		市町施設	160. 3	201. 9	194. 1	112. 4	98. 3	175. 8	268.8
	搬入量	直接搬入ごみ	13, 716. 5	13, 846. 0	13, 115. 3	8, 760. 2	13, 745. 5	14, 768. 1	15, 385. 5
		併せ産廃	50. 7	48. 0	37. 2	22. 0	40.0	39. 8	37. 0
		災害廃棄物	0.0	0.0	0. 0	0.0	5, 504. 9	2, 362. 9	0.0
		計	61, 305. 4	61, 176. 3	57, 964. 1	50, 077. 5	62, 834. 1	60, 501. 8	59, 570. 3
石巻広域クリーン	焼却量		61, 197. 1	60, 287. 6	57, 392. 2	49, 089. 2	63, 174. 4	58, 044. 6	57, 127. 6
センター(石巻市、		飛灰	2, 650. 5	2, 499. 6	2, 385. 5	2, 545. 7	3, 692. 8	2, 966. 4	2, 557. 5
東松島	焼却	ガレキ	993. 2	1, 121. 1	1, 346. 2	2, 469. 2	1, 305. 2	588. 9	678. 7
市、女川町)	残渣量	計	3, 643. 7	3, 620. 7	3, 731. 7	5, 014. 9	4, 998. 0	3, 555. 3	3, 236. 2
-1/		発生率	6.0%	6. 0%	6. 5%	10. 2%	7. 9%	6. 1%	5. 7%
		鉄	172. 7	164.8	178. 3	228. 6	251. 9	181. 8	153. 4
	資源	アルミ	33. 4	30. 4	34. 4	30. 0	48. 4	28. 5	31. 5
	回収量	計	206. 1	195. 2	212. 7	258. 6	300. 3	210. 3	184. 9
		発生率	0. 3%	0. 3%	0. 4%	0. 5%	0. 5%	0. 4%	0. 3%
	スラグ	スラグ	1, 594. 5	1, 417. 7	1, 389. 5	2, 099. 1	2, 675. 2	2, 386. 4	1, 997. 7
	回収量	発生率	2.6%	2. 4%	2. 4%	4. 3%	4. 2%	4. 1%	3. 5%

(資料:各年度清掃事業概要、石巻広域クリーンセンター運転年報)

表 3-4-4 ごみ焼却実績の推移(石巻市)

(単位: t)

								(半)	<u>1火: t)</u>
施設名	項目		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
		家庭系収集ごみ	35, 996	35, 754	33, 806	34, 060	32, 920	33, 234	33, 829
	焼却量	直接搬入ごみ	11,609	11,692	10,822	7, 173	11, 262	12, 283	12, 713
	が引里	中間処理後残渣	268	370	351	144	248	287	275
石巻広域		計	47, 873	47, 816	44, 979	41, 377	44, 430	45, 804	46, 817
クリーン	焼却	焼却残渣量	2, 215	3,677	2, 583	5, 113	3, 711	2, 251	3, 343
センター (石巻市分)	残渣量	発生率	4.6%	7. 7%	5. 7%	12.4%	8.4%	4.9%	7. 1%
	資源	鉄・アルミ	161	153	165	214	216	159	145
	回収量	発生率	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%
	スラグ	スラグ	1,070	1,012	973	510	1, 490	1, 691	1, 437
	回収量	発生率	2.2%	2.1%	2.2%	1. 2%	3.4%	3.7%	3.1%
		家庭系収集ごみ	1, 703	1, 125	1, 091	805	811	767	603
<del></del>	焼却量	直接搬入ごみ	215	260	214	383	230	221	194
石巻市 牡鹿		中間処理後残渣	3	6	21	3	7	8	8
クリーンセンター		計	1, 921	1, 391	1, 326	1, 191	1,048	996	805
	焼却 残渣量	焼却残渣量	234	186	196	140	128	141	123
		発生率	12.2%	13.4%	14.8%	11.8%	12.2%	14.1%	15.3%
		家庭系収集ごみ	37, 699	36, 879	34, 897	34, 865 <sup>*</sup>	33, 731	34, 001	34, 432
	焼却量	直接搬入ごみ	11,824	11, 952	11,036	7, 556	11, 492	12, 504	12, 907
		中間処理後残渣	271	376	372	147	255	295	283
		計	49, 794	49, 207	46, 305	7, 703	45, 478	46, 800	47, 622
合 計	焼却	焼却残渣量	2, 449	3, 863	2, 779	5, 253	3, 839	2, 392	3, 466
	残渣量	発生率	4.9%	7. 9%	6.0%	68. 2%	8.4%	5. 1%	7. 3%
	資源	鉄・アルミ	161	153	165	214	216	159	145
	回収量	発生率	0.3%	0.3%	0.4%	2.8%	0.5%	0.3%	0.3%
	スラグ	スラグ	1,070	1,012	973	510	1, 490	1,691	1, 437
	回収量	発生率	2.2%	2.1%	2.1%	6. 6%	3.3%	3.6%	3.0%
\•\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>									

※平成23年度については、東日本大震災により、市外焼却施設において、可燃ごみの処理を行った。 (9,463t)

(資料:各年度清掃事業概要、一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査)

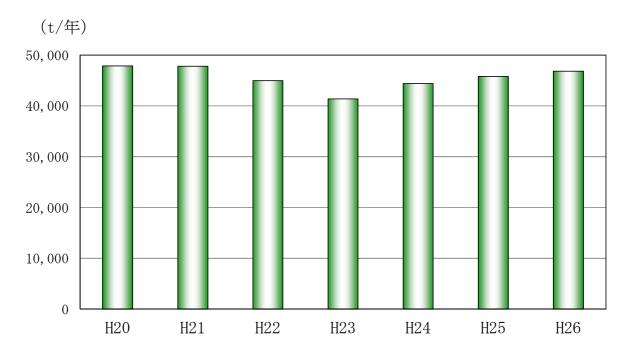


図 3-4-1 石巻広域クリーンセンターにおけるごみ焼却実績(石巻市分)の推移

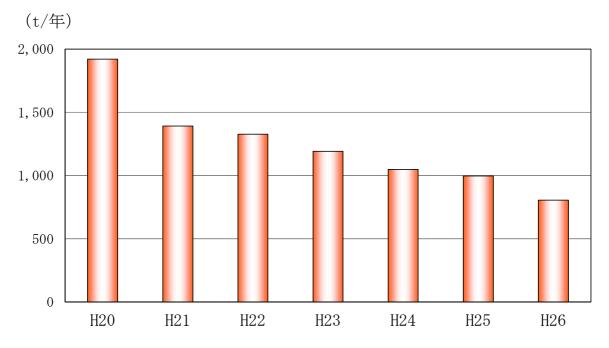


図 3-4-2 石巻市牡鹿クリーンセンターにおけるごみ焼却実績の推移

## 3) ごみ質

石巻広域クリーンセンターにおける平成 20 年度から平成 26 年度までの過去 7ヵ年平均値でみると、組成分析では紙・布類が 37. 26%、合成樹脂類が 28. 92%、厨芥類が 19. 16%の順で割合が大きく、三成分分析では水分 47. 17%、可燃分 45. 67%、灰分 7.17%となっている。また、石巻広域クリーンセンターにおける組成分析結果の詳細は、資料編 3%一ジに示す。

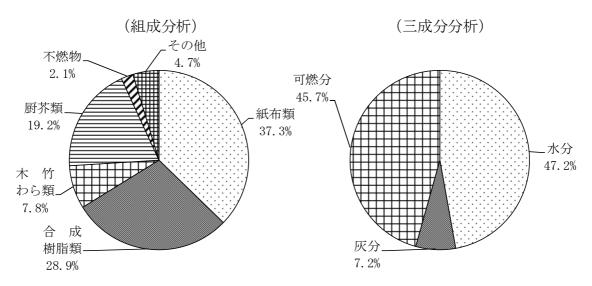


図 3-4-3 ごみ組成(石巻広域クリーンセンター)

一方、石巻市牡鹿クリーンセンターにおける平成 20 年度から平成 26 年度までの過去 7 ヵ年平均値は、組成分析では紙・布類が 46.49%、厨芥類が 24.72%、合成樹脂類が 21.91%の順で割合が大きく、三成分分析では水分 52.19%、可燃分 35.03%、灰分 12.78% となっている。また、石巻市牡鹿クリーンセンターにおける組成分析結果の詳細は、資料編 4 ページに示す。

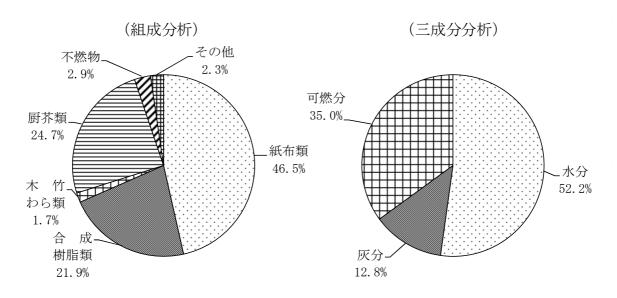


図 3-4-4 ごみ組成(石巻市牡鹿クリーンセンター)

# 4) ダイオキシン類

ダイオキシン類については、石巻広域クリーンセンターでは排ガス (1系・2系)、飛灰、脱塩残渣の項目で測定を行っており、全ての項目において基準値を大幅に下回っている。

表 3-4-5 ダイオキシン類測定結果の推移(石巻広域クリーンセンター)

T'2	<u> </u>	排ス	ガス	ता ।	的长弦沐	
項目		1系 2系		飛灰	脱塩残渣	
単	位位	${\rm ng}\text{-}{\rm TEQ/Nm}^3$	${\rm ng}\text{-}{\rm TEQ/Nm}^3$	ng-TEQ/g	ng-TEQ/g	
法律等	基準値	0. 1	0.1	3.0	3.0	
施設	基準値	0.01	0.01	-	ı	
H20	H20.07	0.0010	0.0014	0.30	0.00057	
1120	H20.11	0.0033	0.0012	0.44	0.020	
H21	H21.07	0.0023	0.0019	0.24	0.64	
ΠΔΙ	H21.11	0.0021	0.00024	0.43	0.029	
H22	H22.06	0.0023	0.0023	0.71	0.015	
ΠΔΔ	H22.11	0.00050	0.00045	0.54	0.0012	
Н23	H23.08	0.00014	0.0017	0.62	0.00069	
ПДЭ	H24.01	0.00005	0.000048	0. 53	0.0074	
H24	H24.06	0.0026	0.0013	0.51	0.00079	
ΠΔ4	H25.01	0.0019	0.00013	0.87	0.083	
H25	H25.05	0.0018	0.0010	0. 79	0.0011	
ПДЭ	H25.11	0. 0035	0.0012	1.2	0. 0011	
Пое	H26.06	0.00070	0.00017	0.41	0.026	
H26	H26.12	0. 00085	0.000029	0. 26	0.011	

## 2. リサイクル施設

#### 1)資源物処理施設概要

本市の資源物処理施設としては、石巻市雄勝一般廃棄物処理場、石巻市河南資源 回収センター、石巻市牡鹿クリーンセンターがあり、委託業者施設でも処理されて いる。各施設では、本市の粗大ごみや燃やせないごみ、資源ごみの破砕・選別処理 が行われている。選別後の資源物は業者引取、可燃系残渣は別途焼却処理、不燃系 残渣は埋立処分されている。

表 3-4-6 資源物処理施設概要 (石巻市雄勝一般廃棄物処理場)

項			I	内 容
名			称	石巻市雄勝一般廃棄物処理場
所	<i>t</i> :	Έ	地	石巻市雄勝町雄勝字小渕126
着			工	平成10年12月
竣			エ	平成11年3月
敷	地	面	積	22, 428 m²
				びん類(手選別⇒保管)
処	理	対	象	缶類(機械選別・減容⇒保管)
				鉄くず、ペットボトル、紙類(保管)
付	帯	設	備	空缶選別減容機

(資料:平成27年度 清掃事業概要)

表 3-4-7 資源物処理施設概要 (石巻市河南資源回収センター)

項			目	内 容
名			称	石巻市河南資源回収センター
所	₹.	主	地	石巻市北村字海上47-1
着			エ	平成10年12月
竣			エ	平成11年3月
敷	地	面	積	96,354 ㎡の一部(河南最終処分場に併設)
				びん類(手選別⇒保管)
処	理	対	象	缶類(機械選別⇒保管)
<u>X</u>	垤	XJ	<b>多</b>	ペットボトル (減容⇒保管)
				鉄くず、紙類(保管)
付	帯	設	備	空缶選別減容機、ペットボトル減容機

表 3-4-8 資源物処理施設概要 (石巻市牡鹿クリーンセンター)

項			目	内 容
名			称	石巻市牡鹿クリーンセンター
所	₹.	主	地	石巻市十八成浜清崎山1-49
着			工	平成8年12月
竣			工	平成9年3月
敷	地	面	積	7,010.62 ㎡の一部
				びん類(手選別⇒保管)
処	理	対	象	缶類 (機械選別⇒保管)
<u> </u>	垤	XJ	<b></b>	ペットボトル (減容⇒保管)
				鉄くず、紙類(保管)
付	帯	設	備	ペットボトル減容機

(資料:平成27年度 清掃事業概要)

## 2) 処理実績

平成26年度のリサイクル施設に搬入された不燃ごみ・粗大ごみ・資源物の処理量は6,834 t であり、推移としては概ね横ばいにある。

表 3-4-9 資源物処理施設処理(選別処理量)実績の推移

(単位:t)

施設	名	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
石巻市雄勝一般廃棄 石巻市河南資源回収 石巻市牡鹿クリーン 委 託 業 者	センター	6, 685	6, 443	6, 179	6, 579	6, 704	7, 490	6, 834

(資料:各年度清掃事業概要)

(t/年)

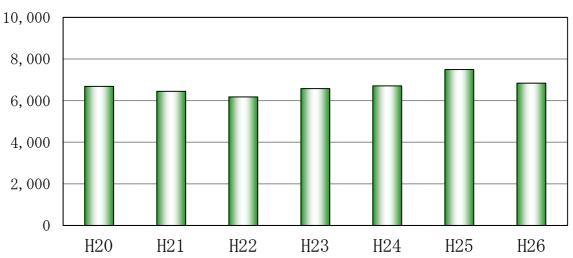


図 3-4-5 資源物処理施設処理(選別処理量)実績の推移

# 3) 資源物の資源化実績

収集及び直接搬入資源物のそれぞれの資源化実績を表 3-4-10 に示す。

表 3-4-10 資源化実績の推移

(単位: t/年)

	区分			平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
		新	聞	1, 023	1,067	1,017	1,066	1, 213	1, 227	1, 182
		雑	誌	753	798	682	870	667	625	593
	紙	ダンボー	ル	558	561	564	1, 263	955	954	956
	類	紙パッ	ク	11	11	6	1	2	5	4
家		雑	紙	432	451	389	198	241	231	222
庭系		小	計	2, 777	2, 888	2, 658	3, 398	3,078	3,042	2, 957
7.		スチール	缶	252	250	224	269	249	240	208
み	金属	アルミ	缶	168	206	194	240	237	220	233
収集	馬 類	その他の金属	類	285	287	249	238	249	250	237
及		小	計	705	743	667	747	735	710	678
び施		生きび	ん	172	153	151	169	158	148	142
設	ガニ	無色透明び	ん	533	497	466	402	436	433	420
直接	ラス	茶 色 び	ん	705	654	643	562	585	558	549
按搬	類	その他色び	ん	224	186	132	163	217	217	226
入		小	計	1, 634	1, 490	1, 392	1, 296	1,396	1, 356	1, 337
		ペットボトル		426	430	433	474	468	453	436
	布類			132	140	84	100	161	174	150
		その他		38	40	39	0	20	19	28
	合計			5, 712	5, 731	5, 273	6,015	5, 858	5, 754	5, 586

(資料:各年度清掃事業概要)

# 第5節 最終処分

## 1. 最終処分場概要

本市が所有している最終処分場は、石巻市一般廃棄物最終処分場、石巻市河北地区一般廃棄物最終処分場、石巻市雄勝一般廃棄物最終処分場、石巻市河南一般廃棄物最終処分場、石巻市村鹿一般廃棄物最終処分場の5つがあり、埋立対象物は中間処理施設から排出される残渣(焼却残渣と破砕不燃物)の他、市民により直接搬入される不燃物が対象となっている。

なお、石巻市河北地区一般廃棄物最終処分場は、平成24年度で埋立を終了している。

表 3-5-1 最終処分場概要(石巻市一般廃棄物最終処分場)

項目	内容
名称	石巻市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	石巻市南境字大衡山地内
着工	平成6年8月
竣工	平成8年7月
設置届埋立期間	平成8年4月~平成33年3月
全 体 面 積	96, 700 m <sup>2</sup>
埋立面積	36, 000 m <sup>2</sup>
埋立容量	270, 700 m <sup>3</sup>
残 余 容 量	79,400 m³ (平成26年度末)
浸出水処理方式	カルシウム除去⇒生物脱窒⇒凝集沈殿⇒砂ろ過⇒活性炭吸着⇒滅菌⇒放流
浸出水処理能力	150 ㎡ / 日
処理排水水質	pH:5.8~8.6、BOD:10mg/ℓ以下、COD:20mg/ℓ以下、SS:10mg/ℓ以下、T-N:20mg/ℓ以下、大腸菌群数3,000個/cm³以下、色度30度以下

(資料:平成27年度 清掃事業概要)

表 3-5-2 最終処分場概要(石巻市河北地区一般廃棄物最終処分場)

項目	内容
名称	石巻市河北地区一般廃棄物最終処分場
所 在 地	石巻市皿貝字若宮地内
着工	平成11年3月
竣工	平成12年3月
設置届埋立期間	平成12年4月~平成25年3月(※終了届出済)
全 体 面 積	42, 446 m <sup>2</sup>
埋立面積	8,000 m <sup>2</sup>
埋立容量	33, 910 m <sup>3</sup>
残 余 容 量	0 m³ (平成26年度末)
浸出水処理方式	生物脱窒⇒凝集沈殿⇒砂ろ過⇒活性炭吸着⇒滅菌⇒放流
浸出水処理能力	15㎡/日
処理排水水質	pH:5.8~8.6、BOD:10mg/Q以下、COD:10mg/Q以下、SS:10mg/Q以下、T-N:20mg/Q以下、大腸菌群数3,000個/cm <sup>3</sup> 以下

表 3-5-3 最終処分場概要(石巻市雄勝一般廃棄物最終処分場)

項目	内 容
名称	石巻市雄勝一般廃棄物最終処分場
所 在 地	石巻市雄勝町雄勝字小渕125
着工工	平成5年8月
竣工	平成7年11月
設置届埋立期間	平成8年1月~平成28年3月
全 体 面 積	66, 851 m²
埋立面積	3,580 m²
埋立容量	20, 700 m³
残 余 容 量	5,700 ㎡(平成26年度末)
浸出水処理方式	カルシウム除去⇒生物脱窒⇒凝集沈殿⇒砂ろ過⇒活性炭吸着⇒滅菌⇒放流
浸出水処理能力	20㎡/日
処理排水水質	pH:5.8~8.6、BOD:10mg/0以下、COD:20mg/0以下、SS:10mg/0以下、T-N:20mg/0以下、大腸菌群数3,000個/cm <sup>3</sup> 以下、色度30度以下

(資料:平成27年度 清掃事業概要)

表 3-5-4 最終処分場概要 (石巻市河南一般廃棄物最終処分場)

項目	内 容
名称	石巻市河南一般廃棄物最終処分場
所 在 地	石巻市北村字海上47-1
着工	平成5年10月
竣工	平成7年1月
設置届埋立期間	平成7年4月~平成34年3月
全 体 面 積	96, 354 m <sup>2</sup>
埋立面積	14, 200 m <sup>2</sup>
埋立容量	51,600 m <sup>3</sup>
残 余 容 量	3,270 m³ (平成26年度末)
浸出水処理方式	生物脱窒⇒凝集沈殿⇒砂ろ過⇒活性炭吸着⇒滅菌⇒放流
浸出水処理能力	30 ㎡ / 日
処理排水水質	pH:5.8~8.6、BOD:10mg/ℓ以下、COD:20mg/ℓ以下、SS:10mg/ℓ以下、T-N:10mg/ℓ以下

表 3-5-5 最終処分場概要(石巻市牡鹿一般廃棄物最終処分場)

項目	内 容
名称	石巻市牡鹿一般廃棄物最終処分場
所 在 地	石巻市十八成浜清崎山1-68
着工	平成13年7月
竣工	平成14年9月
設置届埋立期間	平成14年10月~平成29年3月
全 体 面 積	9,773 m <sup>2</sup>
埋立面積	1,460 m <sup>2</sup>
埋 立 容 量	4,640 m <sup>3</sup>
残 余 容 量	1,597 m³ (平成26年度末)
浸出水処理方式	凝集沈殿⇒砂ろ過⇒活性炭吸着⇒電気透析⇒循環利用
浸出水処理能力	3 m³/日
処理排水水質	pH:6.5~8.5、BOD:30mg/ℓ以下、COD:10mg/ℓ以下、SS:10mg/ℓ以下、T-N:20mg/ℓ以下

## 2. 最終処分実績

最終処分場の平成 26 年度の埋立実績は 6,688 t で、内訳としては焼却・し尿処理残渣が最も多く全体の約 5 割を占めている。また、平成 24 年度の埋立実績には震災がれきの焼却残渣が約 27,000 t 含まれているため、他年度よりも埋立量が非常に大きい値となっている。

表 3-5-6 最終処分実績

(単位: t)

								<u> 기보</u> . 년 <i>)</i>
施設名	搬入区分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
石巻市	直接最終処分量	3, 115	2, 996	3, 235	1,770	2,857	3,026	2, 781
	中間処理施設 処理残渣処分量	392	235	224	235	210	217	405
一般廃棄物最終処分場	焼却・し尿処理施設 処理残渣処分量	17	795	169	107	604	360	2
	計	3, 524	4,026	3,628	2, 112	3,671	3,603	3, 188
	直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0
石巻市	中間処理施設 処理残渣処分量	100	0	0	0	0	0	0
河北地区 一般廃棄物	焼却・し尿処理施設 処理残渣処分量	1, 433	2, 882	2, 414	5, 006	3, 021	0	0
最終処分場	宮城県(震災がれき) 焼却処理残渣処分量	_	_	_	_	11, 735	0	0
	計	1, 533	2, 882	2, 414	5, 006	14, 756	0	0
	直接最終処分量	25	68	15	0	0	0	1
石巻市雄勝 一般廃棄物	中間処理施設 処理残渣処分量	43	212	135	6	0	126	15
最終処分場	焼却・し尿処理施設 処理残渣処分量	0	0	0	0	0	1, 891	3, 341
	計	68	280	150	6	0	2, 017	3, 357
	直接最終処分量	16	39	30	30	74	15	8
- W	中間処理施設 処理残渣処分量	96	105	108	201	131	93	0
石巻市河南 一般廃棄物 最終処分場	焼却・し尿処理施設 処理残渣処分量	765	0	0	0	86	0	0
政心及列勿	宮城県(震災がれき) 焼却処理残渣処分量	_	_	_	_	15, 590	0	0
	計	877	144	138	231	15, 881	108	8
	直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0
石巻市牡鹿 一般廃棄物	中間処理施設 処理残渣処分量	34	38	14	14	6	6	12
最終処分場	焼却・し尿処理施設 処理残渣処分量	234	186	196	140	128	141	123
	計	268	224	210	154	134	147	135
計	直接最終処分量	3, 156	3, 103	3, 280	1,800	2, 931	3, 041	2, 790
	中間処理施設 処理残渣処分量	665	590	481	456	347	442	432
	焼却・し尿処理施設 処理残渣処分量	2, 449	3, 863	2, 779	5, 253	3, 839	2, 392	3, 466
	宮城県(震災がれき) 焼却処理残渣処分量	_	_	_	_	27, 325	0	0
	計	6, 270	7, 556	6, 540	7, 509	34, 442	5, 875	6, 688

(資料:各年度清掃事業概要)

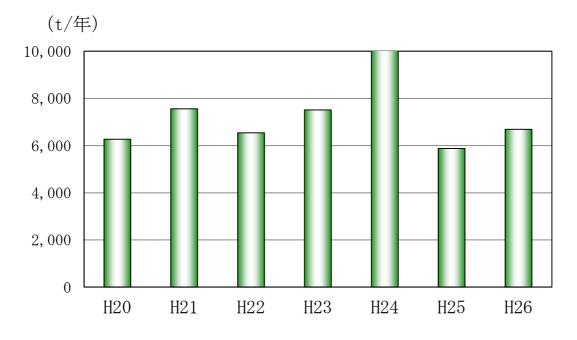


図 3-5-1 最終処分実績の推移

# 第6節 ごみ処理経費

#### 1. ごみ処理経費

平成 26 年度のごみ処理事業費は約 16 億8千万円で、一人当たりの処理経費は 11,270 円である。過去7ヵ年の推移としては、増減を繰り返している。

表 3-6-1 ごみ処理事業費・一人当たりの処理経費の推移

(単位:円)

項目	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
人件費	200, 662, 642	193, 699, 816	161, 280, 463	128, 439, 734	131, 118, 766	115, 122, 412	104, 735, 878
物件費	996, 608, 479	1, 054, 261, 606	901, 063, 210	796, 431, 364	943, 571, 336	838, 232, 338	877, 188, 720
物件費 (委託費)	606, 582, 533	636, 350, 075	633, 733, 755	905, 790, 647	671, 015, 069	666, 539, 447	700, 620, 768
計	1, 803, 853, 654	1, 884, 311, 497	1, 696, 077, 428	1,830,661,745	1, 745, 705, 171	1, 619, 894, 197	1, 682, 545, 366
一人当たり 処理経費 (円/人)	10, 926	11, 518	10,748	12, 042	10, 709	10, 778	11, 270
4月1日現在 の人口 (人)	165, 099	163, 594	157, 801	152, 025	151, 263	150, 303	149, 292

(資料:各年度清掃事業概要)

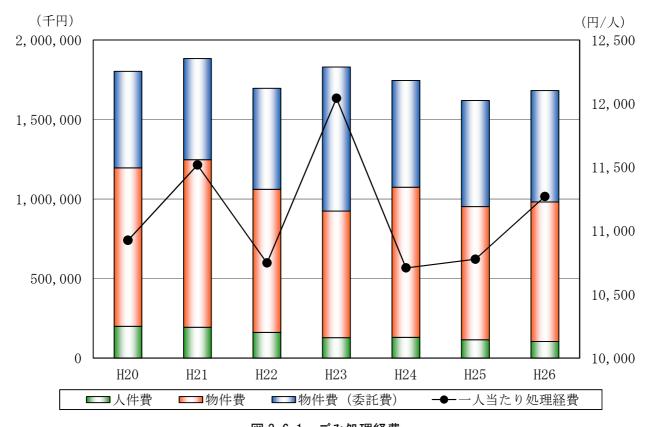


図 3-6-1 ごみ処理経費

# 第4章 関係法令の整理

# 第1節 廃棄物の処理・リサイクルに関する法律体系

廃棄物の処理・リサイクルに関する法律としては、循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法などが挙げられる。それぞれの法律の関係は、図 4-1-1 に示すようになっている。これをみると、環境基本法、循環型社会形成推進基本法の枠組みをもとに、一般的な仕組みを廃棄物処理法と資源有効利用促進法で定められるとともに、個別分野ごとに法律が整備されている。

#### 環境基本法

- ・地球環境の保全
- 資源循環の促進
- 環境基準

環境基本計画



#### 循環型社会形成推進基本法

- 社会の物質循環の確保
- 天然資源の消費の抑制
- ・環境負荷の低減

#### 放射性物質汚染対処特措法

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震 に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質によ る環境の汚染への対処に関する特別措置法)

- 基準の設定
- 監視・測定の実施
- ・汚染された廃棄物の処理
- ・汚染された土壌等の除染等の措置等
- ・特定廃棄物又は除去土壌の処理等の推進
- ・費用の負担

廃棄物関係ガイドライン

除染関係ガイドライン

## 一般的な枠組みの確立

#### 廃棄物処理法

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

- ・廃棄物の適正処理
- ・廃棄物の減量化・リサイクルの推進
- 不法投棄の防止

## 資源有効利用促進法

(資源の有効な利用の促進に関する法律)

・ごみの発生抑制、リユース、リサイクルの促進



### 個別物品分野での規制

#### 容器包装リサイクル法

(容器包装に係る分別収集及び再商品 化の促進等に関する法律)

容器包装の製造、利用事業者 等に分別収集された容器包装 のリサイクルを義務づける。

# 家電リサイクル法

(特定家庭用機器再商品化法)

家電製品の製造・販売事業者 等に、廃家電製品の回収・リサイ クルを義務づける。

#### 小型家電リサイクル法

(使用済小型電子機器等の再資源化 の促進に関する法律)

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの再資源化を促進する。

#### 建設リサイクル法

(建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律)

建設工事の受注者等に、建築物等の分別解体や建設廃棄物のリナイクル等を義務づける。

#### 食品リサイクル法

(食品循環資源の再生利用等の促進 に関する法律)

食品の製造、販売事業者、レストラン等に食品残さの発生抑制やリサイクルなどを義務づける。

## 自動車リサイクル法

(使用済自動車の再資源化等に関す る法律)

自動車のリサイクルに携わる関係者が、使用済み自動車のリサイクル・ 適正処理を推進する。

#### 図 4-1-1 廃棄物の処理・リサイクルに関する法律の関係

# 第2節 関連計画の状況

## 1. 国の定める計画

国は、「廃棄物処理法」第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(環境省告示第34号)」を策定している。

この方針は、平成22年12月20日に公表されたものが最新であり、当該方針で定められている「廃棄物の適正な処理に関する目標」について表4-2-1、図4-2-1に示す。

	項		目		基準年度 (平成19年度)	目標値 (平成27年度)
排		出		量	5, 082万トン	平成19年度実績に対し 約5%削減(4,828万トン)
再	生	利	用	率	20.3 %	25.0 %
最	終	処	分	量	635万トン	平成19年度実績に対し 約22%削減(495万トン)

表 4-2-1 廃棄物処理法基本方針における基準年度と目標値の比較

再生利用率:資源の回収等による資源化量をごみ排出量で除した値

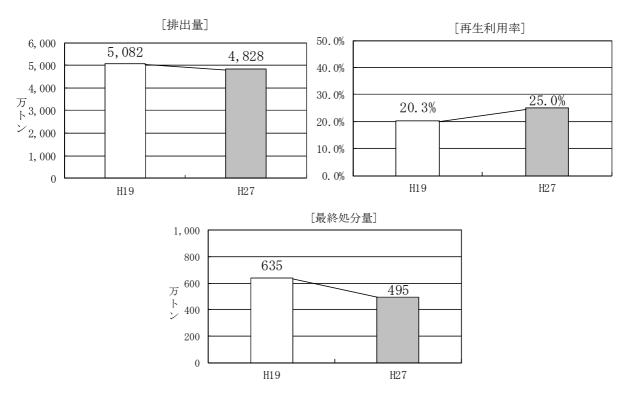


図 4-2-1 廃棄物処理法基本方針における基準年度と目標値の比較

## 2. 県の定める計画

宮城県では、平成18年3月に「宮城県循環型社会形成推進計画」(以下、「県計画」と略す。) を策定、平成22年度には見直しを行い、その中で県内廃棄物の発生状況の整理、課題の把握、 基本方針や将来目標値の設定などを行っている。

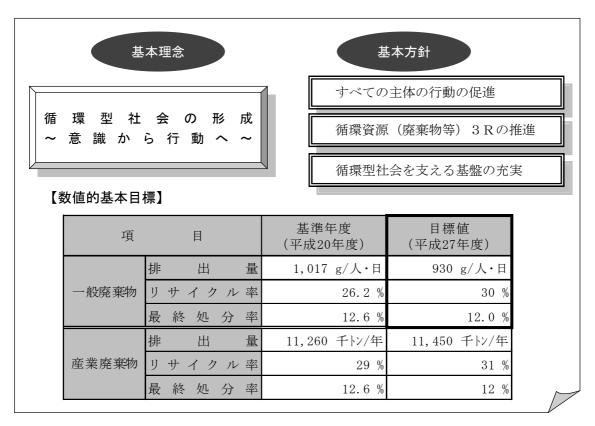


図 4-2-2 県計画の概要

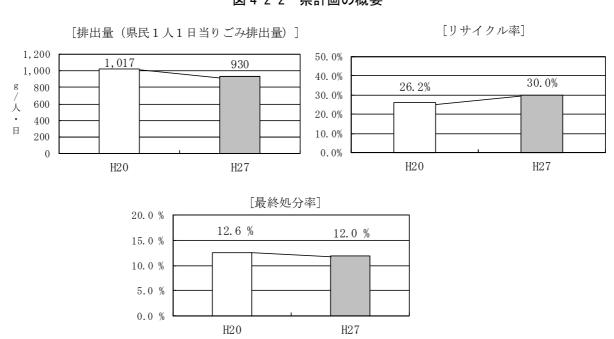


図 4-2-3 県計画における基準年度と目標値の比較

## 3. 宮城県ごみ処理広域化計画

宮城県ごみ処理広域化計画(平成 11 年 3 月策定、以下「広域化計画」という。)による宮城県内のブロック割を図 4-2-4 に示す。

本市は東松島市と女川町の2市1町で石巻ブロックに属しており、平成14年度に石巻広域が石巻広域クリーンセンターを建設、2市1町分の可燃ごみの広域処理を行い、中間処理の広域化が完了する形となっている。今後も県の広域化計画に基づき、関係自治体等とごみ処理広域化について検討・協議を進めていく。



図 4-2-4 宮城県広域化計画ブロック図

#### 4. ごみ処理基本計画策定指針

ごみ処理基本計画を策定する際に記載すべき内容としてごみ処理基本計画策定指針が平成5年に策定され、平成20年に大幅な改訂が行われている。その後平成26年に関連する最新の指針や目標値、災害関連の記載について、若干の変更が行われている。

平成20年の大幅変更について、その変更点を資料編5~7ページに示す。

# 第5章 ごみ処理の課題

# 第1節 処理システム指針による課題の抽出

平成 25 年 6 月、一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画策定の指針となる「ごみ処理基本計画策定指針 (以下、「計画策定指針」という。)」が改訂された。

当該指針の中で一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定にあたっては、平成 19 年 6 月に 策定された「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄 物処理システムの指針(以下、「処理システム指針」という。)」及び「一般廃棄物処理有 料化の手引き(以下、「有料化の手引き」という。)」を有効に活用しながら策定していく ことが望ましいとされていることから、主にこの処理システム指針を用いて、本市の課題 を抽出していく。

## 1. 標準的な分別収集区分による課題の抽出

#### 1) 標準的な分別収集区分の内容と本市の適合状況

ごみ処理基本計画策定時に参考にする処理システム指針の中では、排出ごみの分別収集区分によりその内容が標準化され、I~Ⅲ類型としてまとめられている。

各標準類型の内容と、それを本市の分別収集区分に当てはめた場合の結果を表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1 処理システム指針における一般廃棄物の標準的な分別収集区分

類型 I	類型Ⅱ	類型Ⅲ	本市の適合状況
<ul><li>① 資源回収する容器包装</li><li>①-1 アルミ缶・スチール缶</li><li>①-2 ガラスびん</li><li>①-3 ペットボトル</li></ul>	<ul> <li>① 資源回収する容器包装</li> <li>①-1 アルミ缶・スチール缶</li> <li>①-2 ガラスびん</li> <li>①-3 ペットボトル</li> <li>①-4 プラスチック 製容器包装</li> <li>①-5 紙製容器包装</li> </ul>	<ul> <li>① 資源回収する容器包装</li> <li>①-1 アルミ缶・スチール缶</li> <li>①-2 ガラスびん</li> <li>①-3 ペットボトル</li> <li>①-4 プラスチック 製容器包装</li> <li>①-5 紙製容器包装</li> </ul>	【類型Ⅱ相当】  ① 資源回収する容器包装  ①-1 設定済 ①-2 設定済 ①-3 設定済 ①-4 未設定 ※サーマルリサイクル ①-5 設定済
② 資源回収する古紙類・ 布類等の資源ごみ (集団回収含む)	② 資源回収する古紙類・ 布類等の資源ごみ (集団回収含む)	② 資源回収する古紙類・ 布類等の資源ごみ (集団回収含む) ③ 資源回収する生ごみ、 廃食用油等のバイオマス ④ 小型家電	<ul><li>② 設定済</li><li>③ 未設定</li><li>④ 未設定</li></ul>
<ul><li>⑤ 燃やすごみ (廃プラスチック類を含む)</li></ul>	⑤ 燃やすごみ (廃プラスチック類を含む)	⑤ 燃やすごみ (廃プラスチック類を含む)	⑤ 設定済
⑥ 燃やさないごみ  ⑦ その他専用の処理の ために分別するごみ  ⑧ 粗大ごみ	<ul><li>⑥ 燃やさないごみ</li><li>⑦ その他専用の処理のために分別するごみ</li><li>⑧ 粗大ごみ</li></ul>	<ul><li>⑥ 燃やさないごみ</li><li>⑦ その他専用の処理のために分別するごみ</li><li>⑧ 粗大ごみ</li></ul>	<ul><li>⑥ 設定済</li><li>⑦ 未設定</li><li>⑧ 設定済</li></ul>

①の資源回収する容器包装では、①-1~3、5の回収が行われており、①-4(プラスチック製容器包装)の回収は行われていないものの、焼却施設におけるサーマルリサイクルが行われている。また、③の食品系資源によるバイオマス利活用及び④の小型家電の回収については行われていない。⑦のその他専用の処理のために分別するごみについては、特別設定していない。

一方、②、⑤、⑥、⑧については一通り実施されている。

これらを総合すると、紙製容器包装の回収が行われているものの、プラスチック製容器包装の回収、バイオマス利活用、小型家電の回収は行われていないことから、本市の現在の姿は、類型  $I \sim II$  の区分に該当するといえる。

## 2) 標準的な分別収集区分からみた本市の課題

処理システム指針の中では、分別収集区分について、以下のように示されている。

「分別収集区分が類型 I の水準に達していない市町村にあっては類型 I 又は類型 II を、類型 I 又はこれに準ずる水準の市町村にあっては類型 II を、分別収集区分の 見直しの際の目安とする。同様に、類型 II 又はこれに準ずる水準の市町村、その他 の意欲ある市町村にあっては、さらにバイオマスの有効利用の観点から分別収集区 分を見直すこととし、その際には類型 III を分別収集区分の目安とする。」

ただし、本市においてプラスチック製容器包装は、分別収集していないものの、焼却施設においてサーマルリサイクルを行っており、当面は現行の処理方法を継続する方針である。

したがって、類型Ⅰ~Ⅱに該当する本市が目指して行くべき、分別収集区分の課題は、

○ <u>類型 II への完全移行を目指しながら、類型 III への移行を模索していくこと</u> (小型家電の回収検討)

であるといえる。

## 2. 適正な循環的利用・適正処分の方法による課題の抽出

#### 1) 適正な循環的利用・適正処分の方法の内容と本市の適合状況

処理システム指針では、収集したごみの適正な循環的利用・適正処分の方法について、 分別収集区分と同様にその具体例を示している。

その内容と、本市の適合状況を表 5-1-2 に示す。可燃ごみの焼却処理や残渣の埋立処分、資源ごみの処理などが適正循環利用・適正処分として該当している。

また、プラスチック製容器包装については、前項で示した通り、焼却施設におけるサーマルリサイクルを継続する方針である。

したがって、将来的に類型 II 、類型 III に相当する分別収集区分を目指すためには、小型家電の循環的利用の方法について検討する必要がある。

#### 2) 適正な循環的利用・適正処分の方法からみた本市の課題

以上により、本市における現状の分別区分について適正な循環的利用・適正処分の方 法からみた本市の課題は以下の通りである。

○ 小型家電の循環的利用の方法の検討

表 5-1-2 処理システム指針における適正な循環的利用・適正処分の方法

	分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分	の方法	本市における方法
①-1アルミ缶・スチール缶 ①資源 回収する容器 ②-3ペットボトル ①-4プラスチック製容器包装 ①-5紙製容器包装		について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)こととなるため、分別の程度や混合収集する者の組合せに応じ、中間処理施設において遺物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。		・アルミ・スチール缶の回収業者等への売却等による再生利用 ・容器包装リサイクル協会の引取等による再商品化・リターナブルびんについて、びん商等への引渡しによる再利用・除去した異物について、熱回収施設で適正処分	分別収集し選別後、回収業者へ売却。 (プラスチック製容器 包装は、サーマルリサイクルしており、分別収集はしていない。)
③資源[6]	可収する生ごみ。	排出源で分別する 生ごみ	・飼料化 ・堆肥化 ・メタン化(生ごみに併せ 紙ごみ等のセルロース系の ものをメタン化することも ある)	・回収した堆肥・飼料の適 正利用、チップの燃料利用 ・回収したメタンの発電や 燃料としての利用、バイオ	現段階では分別収集】
③資源回収する生ごみ、 廃食用油等のバイオマス	廃食用油 剪定枝等木質ごみ 排出源で分別せず燃 やすごみと混合収集 し、生ごみ等のバイ オマスを選別	<ul><li>・バイオディーゼル燃料化 (メチルエステル化する)</li><li>・堆肥化・チップ化</li><li>・メタン化</li></ul>	ディーゼル燃料の燃料利用 ・除去した異物について、 熱回収施設又は最終処分場 で適正処分	ていない。	
④小型》	家電	し、収集後に選別する	排出原で分別するか、又は他の区分と混合収集 し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難 とならないよう混合収集するものの組合せに留意		現段階では分別収集していない。
⑤燃やで	すごみ	ストーカ方式等によ る従来型の焼却方式 (灰溶融方式併設を 含む)	焼 最終処分場で適正処分 セメント原料化 灰 液溶融しスラグ化 ば 薬剤等により安定化処理 し最終処分 セメント原料化 加 山元還元		ごみ焼却施設にて焼却 後、焼却残渣は最終処 分場にて適正処分して いる。
<u>⑥燃や</u> る	さないごみ	金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理		・金属等の回収業者等への 売却等による再生利用 ・除去した異物について、 熱回収施設又は最終処分場 で適正処分	リサイクル施設にて破 砕・選別。
⑦その他 分別する	也専用の処理のために るごみ	性状に見合った処理及び保管		・性状に見合った再生利用 又は適正処分	現段階では分別収集し ていない。
⑧粗大ご	ごみ	修理等による再使用、金属等の回収、燃やせる残 さの選別、かさばるものの減容等の中間処理		・修理等して再使用 ・金属等の回収業者等への 売却等による再生利用 ・除去した異物について、 熱回収施設又は最終処分場 で適正処分	リサイクル施設にて破 砕・選別。

## 3. 一般廃棄物処理システム評価項目による課題の抽出

#### 1) 一般廃棄物処理システム評価項目の内容

処理システム指針では、市町村は自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、 経済面等から客観的な評価を行い、市民や事業者に対して明確に説明できるよう努める必 要があるとされている。

その客観的な評価のための標準的な評価項目を資料編8ページに示す。

#### 2) 一般廃棄物処理システム評価項目による比較

一般廃棄物処理システム評価項目について、本市の状況を確認するために一般廃棄物処理実態調査票等から確認できる宮城県・全国の結果との比較を図 5-1-1~図 5-1-4 に示す。なお、本計画ではデータの把握が可能な「人口1人1日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口1人当たり年間処理経費」、の4指標について整理しており、宮城県・全国分は一般廃棄物処理実態調査票、本市分は本計画内で整理したデータを用いている。

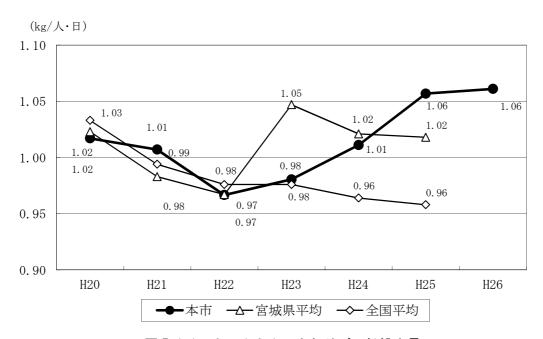


図 5-1-1 人口 1人 1日当たりごみ総排出量

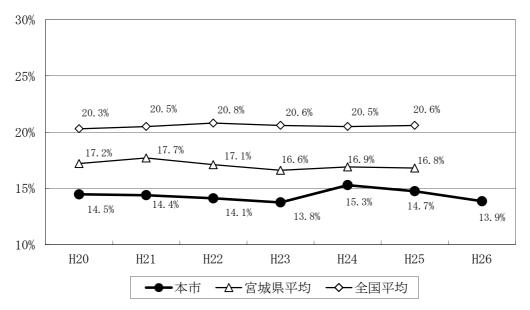


図 5-1-2 廃棄物からの資源回収率

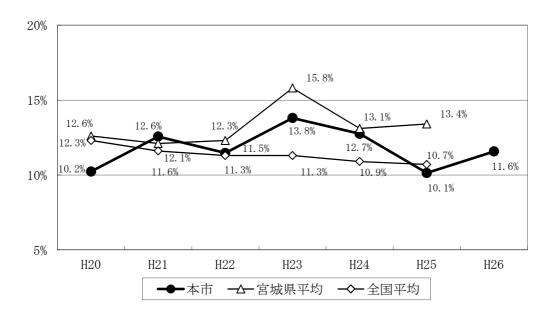


図 5-1-3 廃棄物のうち最終処分される割合

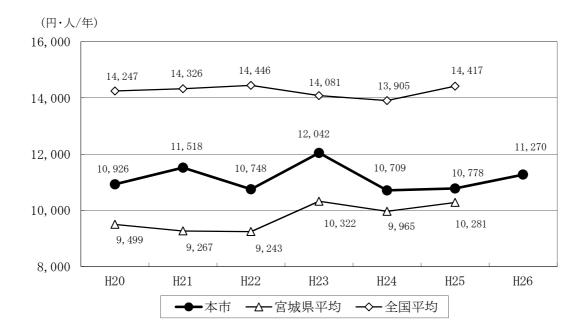


図 5-1-4 人口 1 人当たり年間処理経費

## 3) 一般廃棄物処理システム評価項目からみた本市の状況と課題

一般廃棄物処理システム評価項目からみた、本市の状況と課題について以下に示す。

#### (1)人口1人1日当たりごみ排出量

人口1人1日当たりごみ排出量は、全国平均は平成20年度以降、宮城県平均は平成23年度以降減少傾向にあるが、本市は、平成22年度以降増加傾向にある。具体的には、震災前の平成22年度実績は全国平均と同値であったが、平成25年度実績では全国平均に対して約110%、宮城県平均に対して約105%の値である。

また、平成26年度において、国の総排出量に係る目標値は達成しているが、県の1人1日当たりのごみ排出量に係る目標値については達成できていない状況である。

 国の目標\*\*
 県の目標\*\*\*

 平成27年度
 総排出量約5%削減 (対平成19年度)
 排出原単位930g/人・日

 平成26年度実績
 -12.6%
 1,061g/人・日

表 5-1-3 ごみ量に係る国・県の目標値

※ : 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図るための基本的な方針

※※: 宮城県循環型社会形成推進計画

#### (2) 廃棄物からの資源回収率

廃棄物からの資源回収率(リサイクル率)については全国平均・宮城県平均同様にほぼ 横ばいの推移となっているものの、定常的に全国平均・宮城県平均よりも低い状況にある。 また、排出事業者から資源化事業者へ直接引き渡される資源量や、大規模店舗からの資 源量を加味した場合の平成26年度実績値は33.6%で、国や県の目標値を達成しているが、 それらを除いた場合は13.9%であり、国や県の目標値を達成していない状況である。

表 5-1-4 資源回収率 (リサイクル率) に係る国・県の目標値

	国の目標**	県の目標***
平 成 27 年 度	25%	30%
平成26年度実績	13.	9%

※ : 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ

計画的な推進を図るための基本的な方針

※※: 宮城県循環型社会形成推進計画

## (3) 廃棄物のうち最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合については、増減を繰り返しているが、概ね全国平均よりも低く、宮城県平均よりも高い値を示している。

また、平成 26 年度において、国の最終処分量に係る目標値と、県の最終処分率に係る 目標値はどちらも達成している。

表 5-1-5 最終処分に係る国・県の目標値

	国の目標※	県の目標***
平 成 27 年 度	最終処分量約22%削減 (対平成19年度)	最終処分率12.0%
平成26年度実績	-25%	最終処分率11.6%

※ : 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図るための基本的な方針

※※: 宮城県循環型社会形成推進計画

# (4)人口1人当たりの年間処理経費

人口1人当たりの年間処理経費は、全国平均と本市は概ね横ばいであるが、宮城県平均は平成22年度以降増加傾向にある。本市の年間処理経費は、全国平均より低く、宮城県平均よりは高い値で推移している。

よって、一般廃棄物処理システム評価項目から考えられる本市のごみ処理に関する課題 は以下といえる。

- 1人1日当たりのごみ排出量の削減
- 資源回収率 (リサイクル率) の向上

# 第2節 減量化・資源化の課題

前節では、処理システム指針の考え方に則って本市のごみ処理に係る課題を抽出したが、処理システム指針上は顕在化しない本市特有のごみ処理に係る課題もあり、減量化・資源化の課題としては、以下の項目が挙げられる。

- 排出者の意識向上・啓発活動
- 集団資源回収の推進

## 1. 排出者の意識向上・啓発活動

新しい法律を制定し、最新施設を整備し、「ごみの排出抑制」や「資源のリサイクル推進」を訴えたとしても、ごみの減量化や資源化の向上の鍵は、排出者である市民一人ひとりの意識によるところが大きい。

啓発活動方法として最も普及しているのは、冊子やチラシ、ポスターなどの紙メディアであり、日本全国において様々な種類の紙メディアが用いられているが、「ポスターの掲示」、「冊子・チラシの作成や配布」、「制度の公布」だけでは、高い啓発効果が得られないことが考えられる。

様々なメディアを用いた行動、あるいはそれと関連した複数の活動を展開するなど、より 効果の高い啓発活動を進めていく必要がある。

#### 2. 集団資源回収の推進

本市の集団資源回収については、報奨金交付団体数・実施回数・回収量の全てが減少傾向にあり、特に平成22年度から東日本大震災が起こった平成23年度にかけて著しい減少が見られる。減少傾向の原因としては、震災の影響以外にも、量販店における資源物店頭回収の普及や容器包装の軽量化、情報通信技術の発達に伴う新聞・雑誌等の消費量の減少などが推測される。

そのような状況の中、本市としては、集団資源回収の推進に向け、報奨金制度の見直し等 も含め、集団資源回収の啓発活動を進めていく必要がある。

# 第3節 中間処理の課題

中間処理の課題としては、以下の項目が挙げられる。

- 広域的取組みの推進
- 中間処理施設のあり方の検討

#### 1. 広域的取組みの推進

宮城県では、総合的かつ効率的なごみ処理を推進するため、平成 11 年 3 月に「宮城県ごみ処理広域計画」を策定し、この計画に基づき、平成 12 年度から平成 14 年度にかけて「石巻広域クリーンセンター」を建設し、平成 14 年 12 月から稼働を開始し、2 市 1 町分の可燃ごみを処理している。

しかし、粗大ごみ、不燃ごみについては、合併前の旧市町での処理対応をしており、施設 が分散している。

粗大ごみについては、解体後、可燃残渣を焼却施設で処理しており、将来的にも焼却施設までの運搬が必要となる。可燃残渣の運搬効率等、また直接搬入する市民の利便性を考えると、粗大ごみ処理施設は、焼却処理施設と密接な関係にあり併設が望ましい。

石巻広域クリーンセンターにおいては、今後老朽化することから、交付金制度を活用した整備のあり方について、石巻地区広域行政事務組合及び関係自治体と連携し検討していく必要がある。また、その他の中間処理施設についても、老朽化が進むことから、将来的な施設整備について検討する必要がある。

#### 2. 中間処理施設のあり方の検討

本市の所有する焼却施設である石巻市牡鹿クリーンセンターは平成7年の稼働から既に 20年が経過しており、設備の老朽化が著しい状況にある。また、焼却施設をはじめ、各資源 化施設について、集約化することができるよう検討していく必要がある。

# 第4節 最終処分の課題

最終処分の課題としては、以下の項目が挙げられる。

- 既存最終処分場の適正管理
  - 既存最終処分場の容量逼迫

#### 1. 既存最終処分場の適正管理

本市の最終処分については、所有する5箇所の最終処分場のうち、現在は河北地区一般廃棄物最終処分場を除く4箇所において適正処分が行われている。今後も適正に運営していくために、引き続き「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に則って必要な維持管理を進めていく必要がある。

# 2. 既存最終処分場の容量逼迫

本市が所有する 5 箇所の最終処分場については、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生による処分場への震災がれき受け入れに伴う焼却灰等の埋立により、平成 26 年度末の残余容量が 89,967 ㎡、埋立率 76.42%となり、この状況で推移すると、平成 34 年度頃で現在の処分場は満杯となる見込みである。

したがって、次期最終処分場の建設に向けて、各種計画を進めていく必要がある。今後は、 処分場の整備に当たり、ごみ減量化目標等を踏まえた適正な施設規模とするとともに、小規 模な処分場を個別に整備するのではなく施設を集約化し、国の交付金対象事業として整備し ていく必要がある。

# 第5節 その他の課題

その他の課題としては、以下の項目が挙げられる。

- 在宅医療廃棄物の処理
- 適正処理困難物の処理
- 〇 不法投棄対策
- 適正な収集運搬体制の構築
- ごみ集積所の適正な維持管理
- ごみ集積所の確保

#### 1. 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は一般廃棄物として取り扱うことになっているが、在宅医療廃棄物の中には、注射針等感染性の視点から、一般の廃棄物とは区分して患者のプライバシーへの配慮、安全な回収・処理の確保を図る必要がある。

#### 2. 適正処理困難物の処理

ごみ集積所に排出されるごみの中には、有害性物質を含むものや、危険性を有するものなど、本市の施設では適正処理できないもの(適正処理困難物)が依然として含まれている。 適正処理困難物は、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であるため、市民や事業者へのさらなる周知が必要である。

#### 3. 不法投棄対策

本市においても、不法投棄が後を絶たず、良好な生活環境を保全するうえで大きな問題となっている。不法投棄対策として、ごみの適正処理についての啓発や監視体制の強化が必要である。

#### 4. 適正な収集運搬体制の構築

東日本大震災の影響により、多くの市民が新たな定住地を求めて居住移転を余儀なくされた。これに伴い、ごみ集積所の移転・増設も必須となり、現在の収集体制では収集日や収集エリア毎のごみ収集量に偏りが生じていることから、市民の転居状況の動向を考慮しながら、状況に応じた収集指定日の設定と効率的かつ均衡の取れた収集委託エリアの見直しにより、適正な維持管理をしていく必要がある。

## 5. ごみ集積所の適正な維持管理

ごみ集積所については、収集日以外のごみ出し、不適物の排出が見られることから、衛生環境の保全、美観の維持のため、市民と行政が連携し適正な維持管理をしていく必要がある。

## 6. ごみ集積所の確保

ごみ集積所の場所の確保については、本来使用する地域住民で解決する問題であるが、住宅が密集した既存の区画整理地内では確保が難しい状況となっている。ごみ集積所の確保は、生活していく上で非常に大きな問題であるため、市民と行政が連携しながら、ごみ集積所となる場所を確保していく必要がある。

# 第6節 課題のまとめ

本章において抽出された課題の一覧を表 5-6-1 に示す。

# 表 5-6-1 抽出された課題

	抽出課題一覧				
処理シ	処理システム指針からみた課題				
	・小型家電の回収検討				
	・小型家電の循環的利用方法の検討				
	・1人1日当たりのごみ排出量の削減				
	・資源回収率(リサイクル率)の向上				
減量化	2・資源化における課題				
	・排出者の意識向上・啓発活動				
	・集団資源回収の推進				
中間处	1理の課題				
	・広域的取組みの推進				
	・中間処理施設のあり方の検討				
最終如	4分の課題				
	・既存最終処分場の適正管理				
	・既存最終処分場の容量逼迫				
その他	1の課題				
	・在宅医療廃棄物の処理				
	・適正処理困難物の処理				
	• 不法投棄対策				
	・適正な収集運搬体制の構築				
	・ごみ集積所の適正な維持管理				
•	・ごみ集積所の確保				

# 第6章 将来ごみ量の予測

# 第1節 予測の考え方

将来のごみ発生量と処理・処分量の動向を把握するために、計画対象区域内人口と計画ご み量の推計を行う。それぞれの予測に当たっては、ごみ処理施設設計の際の基準となる

【ごみ処理施設整備の計画・設計要領(通称「性能指針」)】

の前身である

【ごみ処理施設構造指針解説 (通称「構造指針」)】

において参考推計方法として記載されている回帰式推計を主体として行う。

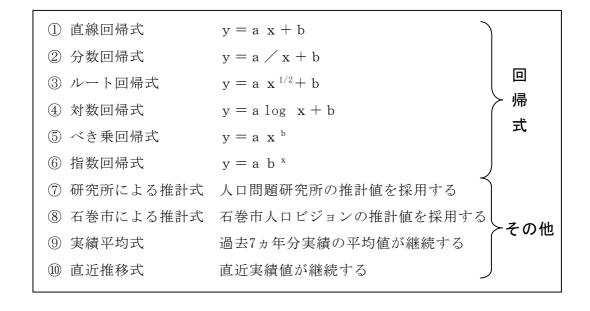
計画対象区域内人口の予測に関しては、過去 10 ヵ年分のデータ、ごみ量予測に関しては 過去 7 ヵ年分のデータを用いることとする。

回帰式推計は、過去の実績をグラフにプロットしてその規則性を見出し、さらにその規則 性により適合する傾向線を最小二乗法により算出する方法である。

回帰式推計の場合は、基本的に相関係数の最も高い式を採用することとするが、増加や減少の幅が著しく大きいものや減少により値が"0"となるような、現実性の低いものについては採用を見送り、別途過去の実績の平均値や直近値を用いる方法もある。

なお、計画対象区域内人口を予測する場合には、回帰式による方法のほか、「国立社会保障・人口問題研究所」が公表している推計人口や、「石巻市人口ビジョン」における推計人口を活用する方法もある。

以上から、計画区域内人口及び計画ごみ量の予測に採用する回帰式等を以下に示す。



また、相関係数が低いものについては、下記の一般値を根拠に、過去の実績との相関が認められないものとして、別途実績平均式や直近推移式を用いることとする。

```
【 0 \le |r| < 0.2 】 : 殆ど相関がない
【 0.2 \le |r| < 0.4 】 : やや相関がある
【 0.4 \le |r| < 0.7 】 : かなり相関がある
【 0.7 \le |r| \le 1 】 : 強い相関がある
```

ここで、ごみ量に関するものは以下の方針に基づいて式を選定する。

## ~ ごみ量における回帰式採用方針 ~

- a)相関係数でも【強い相関がある】と判断される相関係数 0.7 以上のもののみを選定する。
- b) 実勢を考慮して、増加が最新年度値の倍近くかそれ以上、または減少が半分近くか0になるなどの式は採用せず、現実性を考慮して選定する。
- c)各式が上記 a), b)を満たさない場合は、**直近推移式**を採用する。

なお、人口については現実性を勘案しつつ相関係数による判断を行うが、回帰式推計の 性質上、実績と理想値に誤差が発生することは回避できない。

現実問題として人口増加(または減少)していたものが急遽減少(または増加)することは考えにくいため、誤差の補正を 5 ヵ年間掛けて行い、回帰式の理想値に擦り合わせるものとする。

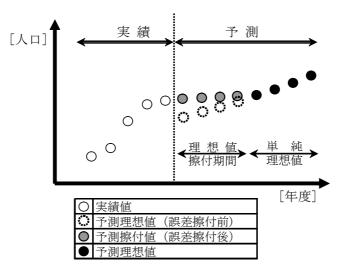


図 6-1-1 回帰式補正モデル

# 第2節 人口予測

## 1. 計画対象区域内人口の実績

計画対象区域内人口の予測は、各年度末の住民基本台帳をベースとして行う。表 6-2-1、図 6-2-1 に、人口実績を整理する。

表 6-2-1 計画対象区域内人口の実績

単位:人

	平成									
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人口	169, 587	168, 093	166, 345	165, 099	163, 594	161, 636	152, 025	151, 263	150, 303	149, 248

各年度末住民基本台帳人口

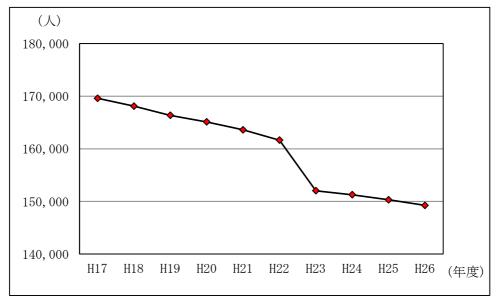


図 6-2-1 計画対象区域内人口の実績

## 2. 予測結果

回帰式による予測結果及び人口問題研究所、石巻市による予測値を表 6-2-2、図 6-2-2 に示す。

6種類の回帰式のなかで相関係数が 0.9以上の特に高い値を示すものは、直線式、ルート式、指数式の 3 つだが、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて実績値が急激に減少しているため、平成 27 年度以降も急激な減少を続ける予測や増加に転じる予測となっている。

本計画では、「石巻市人口ビジョン」における推計手法に準拠しつつ、社会情勢を踏まえた推計値を将来人口とした。

表 6-2-2 計画対象区域内人口予測結果

年度	年目	実績						(	単位:人)	
H17	1	169, 587								
H18	2	168, 093								
H19	3	166, 345								
H20	4	165, 099								
H21	5	163, 594	直線式	y=-2570.73	33x+173858	. 333				
H22	6	161, 636	分数式	y=20889.13	73(1/x)+15	3600. 937				
H23	7	152, 025	ルート式	y=-10698.6	$90(\sqrt{x})+18$	3757.415				
H24	8	151, 263	対数式	y=-9749.15	60 (LN <sub>X</sub> ) +17	4444.827				
H25	9	150, 303	べき乗式	y=174949.8	$70 \times (\hat{x} 0.0)$	610708)				
H26	10	149, 248	指数式	y=174369.4	$26 \times (0.983)$	96259^x)				
年度	年目	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式	人口問題研究所	石巻市	
H27	11	146, 677	149, 058	147, 597	148, 319	148, 366	146, 869	147, 662	148, 225	
H28	12	143, 832	150, 510	146, 188	148, 158	148, 253	144, 301	146, 076	147, 202	
H29	13	140, 987	151, 987	144, 844	148, 064	148, 208	141,771	144, 490	146, 179	
H30	14	138, 142	153, 483	143, 557	148, 029	148, 220	139, 277	142, 904	145, 156	
H31	15	135, 297	154, 994	142, 322	148, 044	148, 282	136, 820	141, 318	144, 133	
H32	16	132, 727	154, 907	140, 963	147, 414	147,699	134, 626	139, 734	143, 107	
Н33	17	130, 156	154, 830	139, 646	146, 823	147, 153	132, 467	138, 136	141,892	
Н34	18	127, 585	154, 761	138, 367	146, 266	146, 640	130, 342	136, 538	140,678	
Н35	19	125, 014	154, 700	137, 123	145, 739	146, 157	128, 252	134, 940	139, 463	
Н36	20	122, 444	154, 645	135, 911	145, 239	145, 700	126, 195	133, 342	138, 249	
Н37	21	119, 873	154, 596	134, 730	144, 763	145, 266	124, 171	131, 746	137, 034	
相関係	数(r)	0.9629	0.7165	0.9377	0.8841	0.8790	0.9611	-	-	
r ()	順位)	1	6	6 3 4 5 2						

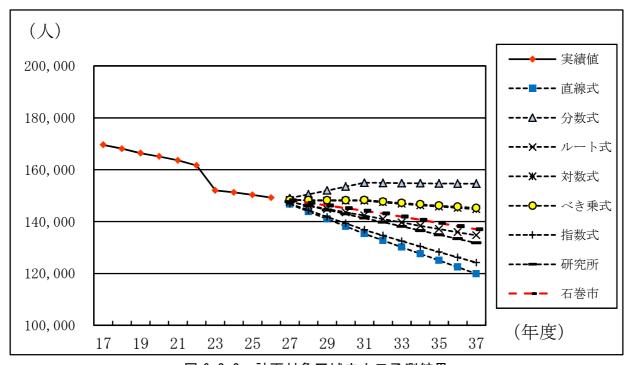


図 6-2-2 計画対象区域内人口予測結果

# 第3節 ごみ発生量の考え方

#### 1. 予測方法

計画ごみ排出量の予測に当たっては、主に一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と、 主に事業所から排出される「事業系ごみ」の2つに分類し、それぞれの排出原単位[g/ (人・日)]を推計した上で算出するものとする。資料編9ページに予測フローを示す。

## 1)家庭系ごみ (集団資源回収含む)

家庭系ごみ量の予測に当たっては、過去の実績から排出原単位(1人1日当たりのご み排出量)を算出し、その将来推計値を求め、将来人口予測値を乗じることによって将 来の日排出量を算出する。排出原単位及び日排出量は以下の式により算出する。

## 【家庭系ごみ排出原単位 (g/人・日)】

<u>=年間家庭系ごみ量(t/年)÷人口(人)÷365(日/年)</u> ×1,000,000(g/t)

#### 【日排出量(t/日)】

=家庭系ごみ排出原単位推計値(g/人・日)×人口推計値(人) ÷1,000,000(g/t)

なお、家庭系ごみ量については、日排出量を算出後、実績の構成割合によって収集される燃やせるごみ、燃やせないごみ他、資源物、粗大ごみ、直接搬入される可燃性ごみ、 不燃性ごみ・資源物、集団資源回収に再配分する。

#### 2) 事業系ごみ

事業系ごみ量の予測についても、家庭系ごみと同様に排出原単位を1人1日当たりの ごみ排出量として算出する。排出原単位及び日排出量は以下の式により算出する。

## 【事業系ごみ排出原単位 (g/人・日)】

<u>=年間事業系ごみ量(t/年)÷人口(人)÷365(日/年)</u> ×1,000,000(g/t)

## 【日排出量(t/日)】

= 事業系ごみ排出原単位推計値 (g/人・日) ×人口推計値 (人) <u>÷1,000,000 (g/t)</u>

事業系ごみ量については、日排出量を算出後、実績の構成割合によって直接搬入される可燃性ごみ、不燃性ごみ・資源物に再配分する。

# 第4節 ごみ発生量の予測

## 1. 実績の整理

予測を行う上で必要となる過去 7 ヵ年 (平成 20 年度~平成 26 年度) の家庭系ごみ及び事業系ごみ排出原単位を表 6-4-1 に示す。

表 6-4-1 排出原単位の推移

(単位: t、原単位については単位: g/人・日)

(単位: t、原単位については単位: g								ュ平Ⅲ・g/	/ <u>/                                  </u>
		ごみ種別	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
		燃やせるごみ	37, 699. 00	36, 879. 00	34, 897. 00	35, 136. 00	33, 731. 00	34, 001. 00	34, 432. 00
	収	燃やせないごみ他	1, 607. 00	1, 405. 00	1, 345. 00	1, 250. 00	1, 255. 00	1, 262. 00	1, 199. 00
家	集	資源物	5, 881. 00	5, 711. 00	5, 488. 00	6, 012. 00	6, 006. 00	6, 738. 00	6, 032. 00
庭系		粗大ごみ	189. 00	156. 00	150. 00	72. 00	123. 00	152. 00	130.00
(集団	直	可燃性ごみ	8. 98	0. 51	0.00	19. 89	49. 08	92. 48	138. 15
回収	搬	不燃性ごみ・資源物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(含む)		集団資源回収	1, 925. 00	1, 758. 00	1,639.00	743. 00	970.00	946. 00	839. 00
)		合計	47, 309. 98	45, 909. 51	43, 519. 00	43, 232. 89	42, 134. 08	43, 191. 48	42,770.15
		人口	165, 099	163, 594	161, 636	152, 025	151, 263	150, 303	149, 248
		原単位	785. 08	768.85	737.65	779. 12	763. 15	787. 30	785. 13
	直	可燃性ごみ	11, 815. 02	11, 951. 49	11, 036. 00	10, 132. 11	11, 442. 92	12, 411. 52	12, 768. 85
<del>-1-</del>	搬	不燃性ごみ・資源物	2, 164. 00	2, 274. 00	2, 476. 00	1, 044. 00	2, 251. 00	2, 379. 00	2, 263. 00
事業系		合計	13, 979. 02	14, 225. 49	13, 512. 00	11, 176. 11	13, 693. 92	14, 790. 52	15, 031. 85
		人口	165, 099	163, 594	161, 636	152, 025	151, 263	150, 303	149, 248
		原単位	231. 97	238. 24	229.03	201.41	248.03	269. 60	275.94

## 2. 家庭系ごみ排出原単位の予測結果

過去7ヵ年の家庭系ごみ排出原単位実績による予測結果を表 6-4-2、図 6-4-1 に示す。 家庭系ごみについては、変動を繰り返しており、いずれの回帰式も相関係数が 0.4 以 下であるため、回帰式ではなく直近年(平成 26 年度)の排出原単位実績がそのまま継続 する「直近推移式」を採用した。

						%,— <u> </u> — 1 %1							
年度	年目	実績						(単位: §	g /人・目)				
H20	1	785											
H21	2	769	直線式	y=2. 232780	32x+763.39	3383							
H22	3	738	分数式	y=6.620300	47(1/x)+76	9.872291							
H23	4	779	ルート式	y=5. 557783	99 $(\sqrt{x})$ +76	1.623727							
H24	5	763	対数式	y=2.090746	36 (LNx) +76	9. 778226							
H25	6	787	べき乗式	y=769.5868	$27 \times (\hat{x} 0.0)$	0272624)							
H26	7	785	指数式	y=763.2016	$31 \times (1.002)$	91718 <sup>x</sup> )							
年度	年目	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式	実績平均	直近推移				
H27	8	781	771	777	774	774	781	772	785				
H28	9	783	771										
H29	10	786	771	779	775	774	786	772	785				
H30	11	788	770	780	775	775	788	772	785				
H31	12	790	770	781	775	775	790	772	785				
H32	13	792	770	782	775	775	793	772	785				
Н33	14	795	770	782	775	775	795	772	785				
H34	15	797	770	783	775	775	797	772	785				
Н35	16	799	770	784	776	775	800	772	785				
Н36	17	801	770	70 785 776 776 802 772 <del>785</del>									
Н37	18	804	770	785	776	776	804	772	785				
相関係	数(r)	0. 2713	0.1129	0.1828	0.0805	0.0801	0.2701	-	-				
r ()	順位)	1	4	4 3 5 6 2									

表 6-4-2 家庭系ごみ排出原単位予測結果

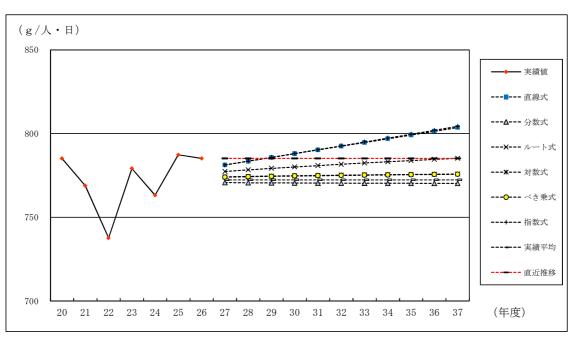


図 6-4-1 家庭系ごみ排出原単位予測結果

## 3. 事業系ごみ排出原単位の予測結果

過去7ヵ年の事業系ごみ排出原単位実績による予測結果を表 6-4-3、図 6-4-2 に示す。 事業系ごみについては、いずれの回帰式も相関係数が 0.4 以上であるが、直線式と指 数式による予測値は顕著な増加傾向を示しているため、現実性を考慮して相関係数が 3 番目に高い「ルート式」を採用した。

年度	年目	実績						(単位: g	g /人・目)				
H20	1	232											
H21	2	238	直線式	y=7. 629426	93x+211. 51	3315							
H22	3	229	分数式	y=-28.6651	51 (1/x) +25	2.648829							
H23	4	201	ルート式	y=25.09771	$73(\sqrt{x})+19$	3. 70869							
H24	5	248	対数式	y=18.41088	05 (LNx) +21	9. 608776							
H25	6	270	べき乗式	y=220.6488	$02 \times (\hat{x} 0.0$	7199137)							
H26	7	276	指数式	y=213.3952	$88 \times (1.030)$	73869 <sup>^</sup> x)							
年度	年目	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式	実績平均	直近推移				
H27	8	273	249										
H28	9	280	249	269	260	258	280	242	276				
H29	10	288	250	273	262	260	289	242	276				
H30	11	295	250	277	264	262	298	242	276				
H31	12	303	250	281	265	264	307	242	276				
Н32	13	311	250	284	267	265	316	242	276				
Н33	14	318	251	288	268	267	326	242	276				
H34	15	326	251	291	269	268	336	242	276				
Н35	16	334	251	294	271	269	346	242	276				
Н36	17	341	251	251         297         272         271         357         242         276									
Н37	18	349	251	300	273	272	368	242	276				
相関係	数(r)	0.6481	0.3417	0.5770	0.4958	0.4627	0.6138	-	-				
r (	順位)	1	6										

表 6-4-3 事業系ごみ排出原単位予測結果

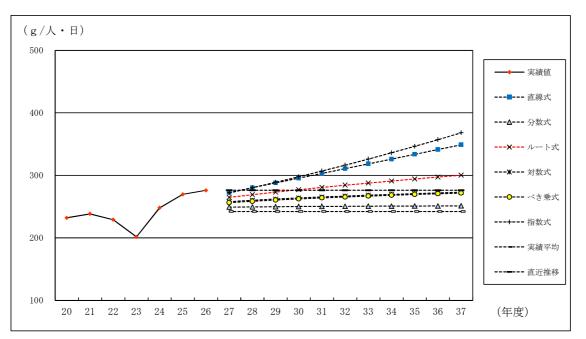


図 6-4-2 事業系ごみ排出原単位予測結果

## 4. 各種比率の設定

## 1)家庭系ごみ、事業系ごみの内訳の予測

前段までは、家庭系ごみ、事業系ごみの2種類の排出原単位の予測を行った。 ここでは、燃やせるごみや燃やせないごみなどのそれぞれの内訳を構成比率により割 り返し、その量を確定していく。

## 2) 構成比率の設定

過去7ヵ年における家庭系ごみ及び事業系ごみ、集団資源回収中の各品目の構成比率 を示す。家庭系ごみ中の「直搬可燃性ごみ」は正確に把握されていない年度があるため、 各構成比率は平成26年度の実績値を採用する。

表 6-4-4 各種構成比率の実績

(単位:%)

		ごみ種別	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平均
		燃やせるごみ	79. 7%	80.3%	80.2%	81.3%	80.1%	78. 7%	80.5%	80. 1%
家庭	収	燃やせないごみ他	3.4%	3. 1%	3. 1%	2.9%	3.0%	2.9%	2.8%	3.0%
系 (	集	資源物	12.4%	12.4%	12.6%	13. 9%	14. 3%	15.6%	14. 1%	13. 6%
集団		粗大ごみ	0.4%	0.3%	0.3%	0. 2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%
回	直	可燃性ごみ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.3%	0.1%
収含	搬	不燃性ごみ・資源物	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
む		集団資源回収	4. 1%	3.8%	3.8%	1. 7%	2.3%	2.2%	2.0%	2.8%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
事	直	可燃性ごみ	84. 5%	84.0%	81.7%	90. 7%	83.6%	83. 9%	84. 9%	84. 8%
業系	搬	不燃性ごみ・資源物	15. 5%	16.0%	18.3%	9.3%	16.4%	16. 1%	15. 1%	15. 2%
术		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		新聞	56. 3%	55. 5%	55. 7%	46.3%	51.6%	52.3%	53.5%	53.0%
	紙	雑誌	20. 5%	20.0%	19.0%	20. 7%	16. 7%	16.6%	16.0%	18. 5%
集	類	ダンボール	16. 7%	17.8%	19.2%	26.0%	24.9%	24.5%	24.8%	22.0%
団資		小計	93. 5%	93.3%	93.8%	93.0%	93.3%	93.4%	94.3%	93. 5%
源回	金	スチール缶	1. 7%	2.0%	1.8%	2. 2%	2.2%	2.2%	1.9%	2.0%
収内	工属 類	アルミ缶	1.4%	1.5%	1.6%	2.0%	2.4%	2.3%	2.0%	1. 9%
訳	無	小計	3. 1%	3.6%	3.4%	4. 2%	4. 5%	4. 5%	3.9%	3. 9%
		生びん	3. 4%	3. 1%	2. 7%	2. 8%	2. 2%	2.0%	1.8%	2.6%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## 5. 計画ごみ排出量の予測結果

計画収集人口、家庭系ごみ及び事業系ごみ排出原単位の予測値、各種構成比率の設定 値による、計画ごみ排出量の予測結果は、資料編 10 ページに示す。

# 第5節 ごみ処理量の予測

発生したごみについて、その処理・処分方法別に処理量とその残渣発生量を設定する。基本的な考え方としては、処理体制が変更されない限り、過去の実績を採用していくこととする。

## 1. 各焼却施設における処理比率

燃やせるごみ等の焼却処理は、石巻広域クリーンセンターと石巻市牡鹿クリーンセンターにおいて行われる。焼却処理されるごみを各施設に割り振るための比率は、過去7ヵ年における平均値を基に、以下のように設定する。

石巻広域クリーンセンター処理比率 : 97.4 % 石巻市牡鹿クリーンセンター処理比率 : 2.6 %

表 6-5-1 各施設における処理比率

(単位: t)

	項目	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平均
I <del>.d.</del>	石巻広域 クリーンセンター	47, 873	47, 816	44, 979	41, 377	44, 430	45, 804	46, 817	45, 585
焼却量	石巻市牡鹿 クリーンセンター	1,921	1, 391	1, 326	1, 191	1, 048	996	805	1, 240
	合 計	49, 794	49, 207	46, 305	42, 568	45, 478	46, 800	47, 622	46, 825
処	石巻広域 クリーンセンター	96. 1%	97. 2%	97. 1%	97. 2%	97. 7%	97.9%	98. 3%	97. 4%
理比率	石巻市牡鹿 クリーンセンター	3.9%	2.8%	2. 9%	2.8%	2.3%	2.1%	1. 7%	2.6%
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## 2. 各焼却施設における残渣等発生率

各焼却施設において、焼却処理を行った際の残渣及び資源物の発生率は、各施設の過去7ヵ年における実績値を参考とし、以下のように設定する。

<石巻広域クリーンセンター>

焼却残渣発生率7.3 %金属発生率0.4 %スラグ発生率2.6 %

<石巻市牡鹿クリーンセンター>

焼 却 残 渣 発 生 率 : 13.4 %

表 6-5-2 各施設における残渣等発生率

(単位: t)

	項目	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平均
	焼却量	47, 873	47, 816	44, 979	41, 377	44, 430	45, 804	46, 817	45, 585
石 巻	焼却残渣量	2, 215	3, 677	2, 583	5, 113	3, 711	2, 251	3, 343	3, 270
広域ク	焼却残渣 発生率	4.6%	7. 7%	5. 7%	12. 4%	8.4%	4. 9%	7.1%	7.3%
IJ l	金属回収量	161	153	165	214	216	159	145	173
ンセン	焼却後金属 発生率	0.3%	0.3%	0.4%	0. 5%	0. 5%	0.3%	0.3%	0.4%
ター	スラグ回収量	1,070	1, 012	973	510	1, 490	1, 691	1, 437	1, 169
	焼却後スラグ 発生率	2.2%	2.1%	2.2%	1. 2%	3.4%	3. 7%	3.1%	2.6%
リ石巻	焼却量	1, 921	1, 391	1, 326	1, 191	1, 048	996	805	1, 240
ーンセン		234	186	196	140	128	141	123	164
シター	焼却残渣 発生率	12. 2%	13.4%	14.8%	11.8%	12. 2%	14. 2%	15.3%	13.4%

## 3. 資源化施設における資源物・残渣発生率

収集または直接搬入された燃やせないごみや粗大ごみ、資源物は、資源化施設において破砕・選別され、可燃残渣・不燃残渣・資源物・直接埋立物として計上される。

資源物については、収集資源物に対する発生率を、過去7ヵ年平均値を基に設定する。 可燃残渣・不燃残渣・直接埋立物については、「搬入量-選別後資源化量」の値に対す るそれぞれの発生率を、過去7ヵ年平均値を基に設定する。

各発生率を以下に示す。

選別後資源物発生率: 95.6 %

可 燃 残 渣 発 生 率 : 7.4 % 不 燃 残 渣 発 生 率 : 13.1 % 直 接 埋 立 物 発 生 率 : 74.7 %

表 6-5-3 資源化施設における資源物・残渣発生率

(単位: t)

	項目	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平均
<i>\!\</i> ₹₹	収集資源物	5, 881	5, 711	5, 488	6, 012	6, 006	6, 738	6, 032	5, 981
資源物	選別後資源化量	5, 712	5, 731	5, 273	6, 015	5, 858	5, 754	5, 586	5, 704
100	選別後資源物発生率	97.1%	100.4%	96. 1%	100.0%	97. 5%	85.4%	92.6%	95. 6%
	搬入量合計 一選別後資源化量	4, 129	3, 815	4, 186	2, 363	3,777	4, 777	4, 038	3, 869
	可燃残渣量	271	376	372	147	255	295	287	286
447	可燃残渣発生率	6.6%	9.9%	8.9%	6. 2%	6.8%	6. 2%	7. 1%	7. 4%
残 渣	不燃残渣量	665	590	481	456	347	442	432	488
直接	不燃残渣発生率	16. 1%	15. 5%	11. 5%	19. 3%	9. 2%	9. 3%	10. 7%	13. 1%
埋立	直接埋立量	3, 156	3, 103	3, 280	1,800	2, 931	3, 041	2, 790	2, 872
	直接埋立率	76. 4%	81.3%	78. 4%	76. 2%	77.6%	63. 7%	69. 1%	74. 7%
	量合計	4, 092	4, 069	4, 133	2, 403	3, 533	3, 778	3, 509	3, 645
	比率合計	99.1%	106.7%	98. 7%	101.7%	93. 5%	79. 1%	86.9%	95. 1%

# 4. 選別後資源物中の品目別発生率

選別後資源物中の新聞・雑誌などの紙類、アルミ缶・スチール缶などの金属類といった各種品目の発生率は、平成23年度以降大きく変化している品目があるため、4ヵ年平均値(平成23年度~平成26年度)を採用する。

表 6-5-4 選別後資源物中の品目別発生量

(単位: t/年)

		区分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	H20-26 平均	H20-22 平均	H23-26 平均
		新聞	1,023	1,067	1,017	1,066	1, 213	1, 227	1, 182	1, 114	1,036	1, 172
		雑誌	753	798	682	870	667	625	593	713	744	689
	紙	ダンボール	558	561	564	1, 263	955	954	956	830	561	1,032
	類	紙パック	11	11	6	1	2	5	4	6	9	3
家		雑紙	432	451	389	198	241	231	222	309	424	223
庭		小計	2,777	2,888	2, 658	3, 398	3, 078	3, 042	2, 957	2, 971	2,774	3, 119
系ご		スチール缶	252	250	224	269	249	240	208	242	242	242
ひみ.	金属	アルミ缶	168	206	194	240	237	220	233	214	189	233
収集	類	その他の金属類	285	287	249	238	249	250	237	256	274	244
及		小計	705	743	667	747	735	710	678	712	705	718
び施		生びん	172	153	151	169	158	148	142	156	159	154
設	ガ	無色透明びん	533	497	466	402	436	433	420	455	499	423
直接		茶色びん	705	654	643	562	585	558	549	608	667	564
搬入	///	その他色びん	224	186	132	163	217	217	226	195	181	206
		小計	1,634	1, 490	1, 392	1, 296	1, 396	1, 356	1, 337	1, 414	1, 505	1,346
		ペットボトル	426	430	433	474	468	453	436	446	430	458
		布類	132	140	84	100	161	174	150	134	119	146
		その他	38	40	39	0	20	19	28	26	39	17
		合計	5,712	5, 731	5, 273	6,015	5, 858	5, 754	5, 586	5, 704	5, 572	5, 803

表 6-5-5 選別後資源物中の品目別発生率

(単位:%)

		区分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	H20-26 平均	H20-22 平均	H23-26 平均
		新聞	17. 9%	18.6%	19.3%	17. 7%	20.7%	21. 3%	21. 2%		18.6%	20. 2%
		雑誌	13.2%	13.9%	12.9%	14.5%	11.4%	10.9%	10.6%	12.5%	13.3%	11.8%
	紙	ダンボール	9.8%	9.8%	10.7%	21.0%	16.3%	16.6%	17.1%	14.5%	10.1%	17.8%
	類	紙パック	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%
家		雑紙	7.6%	7. 9%	7.4%	3.3%	4.1%	4.0%	4.0%	5.5%	7.6%	3.9%
庭		小計	48.6%	50.4%	50.4%	56.5%	52.5%	52.9%	52.9%	52.0%	49.8%	53.7%
系ご		スチール缶	4.4%	4.4%	4.2%	4.5%	4.3%	4.2%	3.7%	4.2%	4.3%	4.2%
み	金属	アルミ缶	2.9%	3.6%	3.7%	4.0%	4.0%	3.8%	4.2%	3. 7%	3.4%	4.0%
収集	類	その他の金属類	5.0%	5.0%	4.7%	4.0%	4.3%	4.3%	4.2%	4.5%	4.9%	4.2%
及		小計	12.3%	13.0%	12.6%	12.4%	12.5%	12.3%	12.1%	12.5%	12.7%	12.4%
び施		生びん	3.0%	2.7%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%	2.7%	2.8%	2.7%
設	ガ	無色透明びん	9.3%	8. 7%	8.8%	6.7%	7.4%	7.5%	7.5%	8.0%	8.9%	7.3%
直接		茶色びん	12.3%	11.4%	12.2%	9.3%	10.0%	9.7%	9.8%	10.7%	12.0%	9.7%
搬入	類	その他色びん	3.9%	3. 2%	2.5%	2.7%	3.7%	3.8%	4.0%	3.4%	3.2%	3.6%
		小計	28.6%	26.0%	26.4%	21.5%	23.8%	23.6%	23.9%	24.8%	27.0%	23.2%
		ペットボトル	7.5%	7. 5%	8.2%	7.9%	8.0%	7.9%	7.8%	7.8%	7.7%	7.9%
		布類	2.3%	2.4%	1.6%	1. 7%	2.7%	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	2.5%
		その他	0.7%	0.7%	0.7%	0.0%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.7%	0.3%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## 5. 処理残渣の体積換算

前段までで検討している計画ごみ量は重量(t)で論じられているため、埋立容量を推定するにあたり体積( $\mathbf{m}$ )に換算する必要がある。

ごみは、中間処理の程度、埋立後の圧密沈下の状況により、その見かけ比重は異なってくる。「都市ごみ処理ガイドブック」(環境技術研究会)によれば、「容積換算係数は廃棄物の性状、埋立工法、分解の進行程度等、種々の因子の影響を受けているので一定値ではない。処分場実施計画にあたっては、過去の実施事例から条件の近いケースを選択するのが望ましい。」としている。

「埋立処分場における浸出液処理システムの開発に関する研究、昭和 54 年度報告書」 (全国都市清掃会議)では、ごみ種別による体積換算係数として表 6-5-6 を掲げている。

係数	体積換算係数	$(m^3/t)$	代表値
ごみ種別	範囲	平均	八八四
可燃主体(60%以上)	1.00~1.35	1.07	可 燃 ご み : 1.3 建 築 廃 材 : 1.4
不燃主体(60%以上)	0.63~2.34	1.16	焼 却 残 渣:1.0
混 合 ご み	0.78~2.44	1.41	ス ラ ッ ヂ ** : 1.25 プラスチック系不燃ごみ : 2.3

表 6-5-6 廃棄物の種別による体積換算係数

※スラッヂ:工場廃水や下水処理に伴って出る泥状廃棄物。

また、全国市町村の過去の実施事例としては表 6-5-7 のようなものがある。

事業主体名	単位体積重量	埋立対象物	転圧方式	
北海道A市	$1.43 \text{ m}^3 / \text{ t}$	可燃物含む		
福岡県B市	0.83 m <sup>3</sup> /t	不燃物、実測	コンパクター使用※	
長野県 C市	$0.80 \text{ m}^3 \text{/ t}$	不燃物、実測	コンパクター使用※	
IJ.	$1.25 \text{ m}^3 / \text{t}$	不燃物、実測	ブルドーザー使用	
宮城県D市	$1.25~\mathrm{m}^3/\mathrm{t}$	不燃物、計画	ブルドーザー使用	
岩手県E市	$1.25~\mathrm{m}^3/\mathrm{t}$	不燃物、実測	ブルドーザー使用	
兵庫県F市	$1.25~\mathrm{m}^3/\mathrm{t}$	不燃物、実測	ブルドーザー使用	
岩手県G村	$1.00 \text{ m}^3 \text{/ t}$	焼却残渣、計画	ブルドーザー使用	
秋田県H組合	$1.00 \text{ m}^3 \text{/ t}$	焼却残渣、計画	ブルドーザー使用	
青森県I組合	$1.25 \mathrm{m}^3/\mathrm{t}$	不燃物、計画	ブルドーザー使用	
福島県J市	$1.00 \text{ m}^3 \text{/ t}$	焼却残渣、計画	ブルドーザー使用	
福島県K組合	$1.00 \text{ m}^3 \text{/ t}$	焼却残渣・不燃物、計画	ブルドーザー使用	
山形県L組合	$1.00 \text{ m}^3 / \text{ t}$	不適物、実測	ブルドーザー使用	
** 、				

表 6-5-7 体積換算係数実施事例

※コンパクター:最終処分場での埋立対象物を減容化、安定化させるために使用する 自走式転圧重機。 本計画では、体積換算係数については以下のように設定する。 中間覆土量については、埋立廃棄物量の1/3として推計する。

焼 却 残 渣:1.00 m³/t不 燃 残 渣:1.25 m³/t直 接 埋 立:1.25 m³/t費土:0.63 m³/t

## 6. 計画ごみ処理・処分量の予測結果

以上の条件を踏まえた計画ごみ処理・処分量の見通しを資料編11ページに示す。

# 第6節 減量化・資源化・最終処分の目標設定

前節までで行ったごみ排出量等の推計は、あくまで過去の動態に基づいた単純予測による推計 結果であり、ごみ減量化及び資源化の施策等の効果については考慮していない。

本節では、国・県の目標値を基に、本市における減量化・資源化の目標値を設定する。

## 1. ごみ減量化・資源化・最終処分に係る目標値の設定

ごみ減量化及び資源化施策を実施した場合のごみ排出量・処分量等について、目標値を設定した上で推計を行う。

#### 1)国の目標

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (環境省告示第 34 号)」(平成 22 年 12 月改正)に示された目標は、表 6-6-1 のとおりである。

一般廃棄物の平成27年度における目標値 平成19年度に対し、約5%削減 排 出 量 約25%に増加 再 生 利 用 率 分 平成19年度に対し、約22%削減 最 終 処 量

表 6-6-1 国の目標

○ 再生利用率:資源の分別回収等による資源化量をごみ排出量で除した値

#### 2)県の目標

「宮城県循環型社会形成推進計画」(平成 18 年 3 月見直し) に示された目標は、表 6-6-2 のとおりである。

表 6-6-2 宮城県の目標

	一般廃棄物の平成27年度における目標値
1人1日当たりのごみ排出量	930g/人・日
リサイクル率	30%
最終 処 分 率	12%

## 3) 本計画における減量化目標値の設定

上位計画である国及び県の減量化計画の目標を踏まえ、平成 26 年度の1人1日当たりのご み排出量を12%削減することを目標に、目標値を定める。

目標1 1人1日当たりのごみ排出量を930g/人・日以下に削減する。



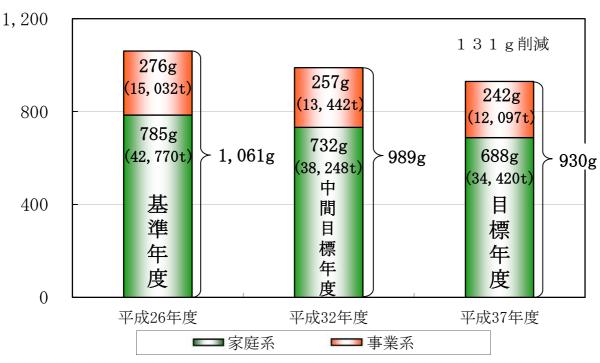


図 6-6-1 本計画における減量化目標

減量化目標値は、家庭系と事業系について個々に目標値を定めることとする。数値としては、 人口変動に影響を受けない1人1日当たりのごみ排出量を基準値とする。

市民、事業者、行政が協働して実効性の高い施策に取り組むことにより、具体的な目標値として、平成37年度には1人1日当たりのごみ排出量131gの削減を目指す。

#### <算出方法>

1人1日当たりのごみ排出量 (排出原単位) = 年間収集量+年間直接搬入量+集団資源回収量 計画収集人口 × 365日

## 4) 本計画における資源化目標値の設定

家庭系ごみ収集における資源ごみ回収量を可能な限り上昇させ、リサイクル率を1.8%増加することを目標値とする。

目標 2

リサイクル率を15.7%以上に引き上げる。

# リサイクル率

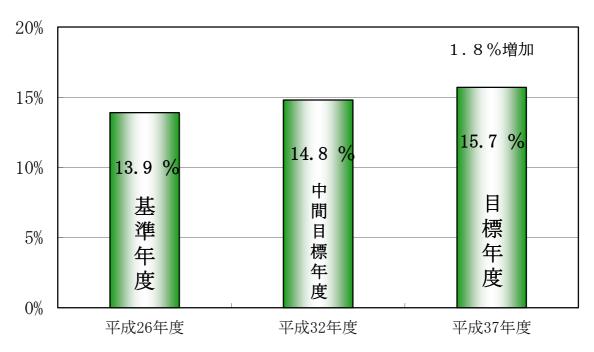


図 6-6-2 本計画における資源化目標

ごみ資源化は、分別を適切に実施することが重要である。

本市のごみの組成を見ると、紙類、布類が約4割を占めており、これら組成を中心に全般的に分別の徹底を呼びかける啓発活動や出前講座等を実施し分別しやすい仕組みづくりについて、重点的に取り組み、資源物の回収率の向上を目指すこととする。具体的な目標値として、平成37年度にはリサイクル率15.7%以上を目指す。

## <算出方法>

年間収集量+年間直接搬入量+集団資源回収量

## 5) 本計画における最終処分に係る目標値の設定

減量化・資源化の目標を達成した場合、最終処分率が11.3%となることから、0.3%削減することを目標とする。

目標3 最終処分率を11.3%以下に削減する。

# 最終処分率

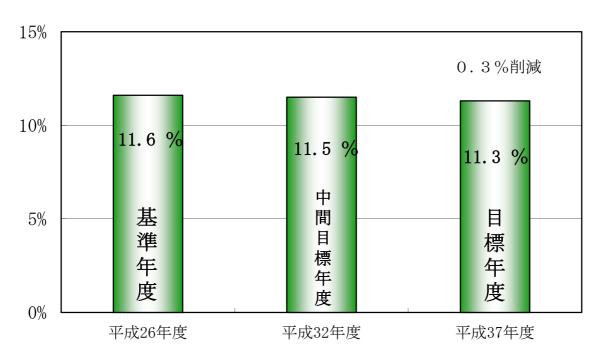


図 6-6-3 本計画における最終処分に係る目標

本市では、各種ごみ減量施策の展開、溶融スラグの利用など最終処分場の延命化に努めているが、現有最終処分場の残余年数は、今後7年程度と見込まれているため、新たな埋立容量を確保すべく次期最終処分場の整備が必要である。

最終処分に当たっては、極力処分量を削減するとともに適正な処理を行い、地域が安心できる生活環境の保全に努めることとする。具体的な目標値として、平成 37 年度には最終処分率 11.3%以下を目指す。

#### <算出方法>

最終処分量 最終処分率 = 年間収集量+年間直接搬入量+集団資源回収量

## 6) 各種目標値のまとめ

以上から、減量化、資源化率並びに最終処分率に係る本計画における目標値をまとめると下記に示すとおりである。

表 6-6-3 目標値のまとめ

		現況	目標
対象年度		平成26年度	平成37年度
減量化	1人1日当たりのごみ排出量	1,061g/人・日	930g/人・日
	総ごみ量	57, 802 t	46,517 t
資源化	リサイクル率	13.9%	15.7%
	総資源化量	8,007 t	7,305 t
最終処分	最終処分率	11.6%	11.3%
	最終処分量	6, 688 t	5, 251 t

# 将来目標の設定値

- ◇計画目標年次 平成37年度
- ◇計画の目標
  - ・1人1日当たりのごみ排出量を、平成26年度から131g削減
  - ・リサイクル率を、平成26年度から1.8%増加
  - ・最終処分率を、平成26年度から0.3%削減

1人1日当たりのごみ排出量 リサイクル率 最終処分率 131g削減 1.8%增加 0.3%削減 1,061 g 930 g 15.7 % 13.9 % 11.6 % 11.3% 平成26年度 平成26年度 平成37年度 平成26年度 平成37年度 平成37年度

## 2. 目標値設定後の計画ごみ排出量及び処理・処分量の見通し

目標値設定後の計画ごみ排出量及び処理処分量の見通しを、資料編12~13ページに示す。

# 第7章 計画の推進と進行管理

# 第1節 基本方針

#### 1. 基本方針

本計画を遂行するためには、市民、事業者並びに行政が一丸となって3R (Reduce・Reuse・Recycle)を推進し、資源循環型社会の構築に向けて取り組んで行くことが重要である。従って、

# みんなでつくる ごみ減量のまち いしのまき

を基本方針として掲げ、本市に関わる各者が以下の役割分担のもとで取り組んでいくこととする。

市民の

役 割

○商品の購入の際は、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久 性に優れた商品及び再生品の選択に努めていく。

○商品の使用の際は、故障時の修理の励行等によりなるべく長時間使用することに努め、使い捨て商品使用の回避による排出抑制を励行していく。

# 事 業 者

の役割

- ○原材料の選択や製造工程を工夫することにより自ら排出するごみの排出抑制に努める。 ○販売の際は過剰包装を抑制し、売れ残りを減らす工夫などの排出抑制に取り組んでいく。
- ○排出の際は市民の役割同様に、適正分別・適正排出に努めていく。

行政の

役割

- ○ごみの排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより市民及 び事業者の自主的な取り組みを促進する。
- ○行政からの排出の際も、市民の役割同様に、適正分別・適正排出に努めていく。

#### 2. 目標値

第6章の予測結果を考慮し、計画目標年次の平成37年度で以下の目標値を設定する。

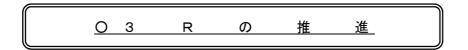
1人1日当たりごみ排出量目標値 : 930 g/人・日

廃棄物からのリサイクル率目標値 : 15.7%以上

最終処分率目標値 : 11.3%以下

## 3. 施策の基本方向

基本方針に掲げた本市の将来像を実現するため、また第5章で示した各種課題に対応していく ために、施策の基本方向を以下のように設定する。



## 1)3 Rの推進

本市のリサイクル率が低いことも考慮しつつ、循環型社会形成の要となる3R (Reduce=排出抑制・Reuse=再使用・Recycle=再生利用)を推進するため、排出抑制によるごみ量の削減や、適正分別の励行、新規品目の資源回収等による資源化率の向上を図っていく。



図 7-1-1 3 Rの考え方

## 4. PDCAサイクルの実行

本計画の遂行にあたっては「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、Plan (計画の策定)、Do (実行)、Check (評価)、Act (見直し)のいわゆるPDCAサイクルの考え方により、石巻市廃棄物対策審議会において、計画内容の点検、評価、見直しを行っていく。

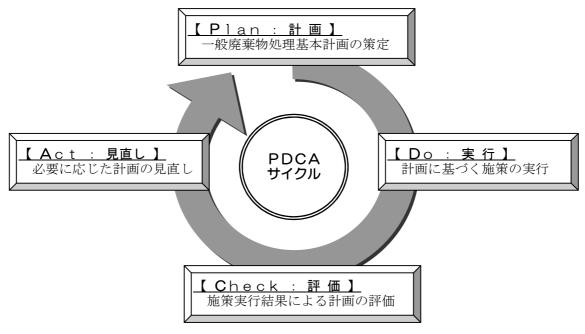


図 7-1-2 ごみ処理基本計画策定指針におけるPDCAモデル

#### ① 一般廃棄物処理基本計画の策定(Plan)

本計画(廃棄物処理法第6条第1項の規定に「市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の 処理に関する計画を定めなければならない」と示された計画)

【実施主体:市】

#### ② 施策の実行(Do)

本章後段で示す収集・運搬計画、減量化・資源化計画、中間処理計画並びに最終処分計画に 基づき、年度ごとに策定する実施計画と整合を図りながら実施していく。

【実施主体:市、市民、事業者】

#### ③ 評価(Check)

「処理システム指針」に基づき、本計画の点検及び評価を行っていく。

【実施主体:廃棄物対策審議会】

## ④ 見直し(Act)

評価の内容を踏まえ概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に、本計画の見直しを行っていく。

【実施主体:市】

# 第2節 ごみ処理体系

基本方針における将来像と目標値を達成するため、計画目標年次の平成37年度段階で、図7-2-1のようなごみ処理体系を目指していくこととする。

中間処理については、当面は既存施設による処理を継続することとするが、必要に応じて新規施設の整備等を検討する。

最終処分場については平成35年度の供用開始を目標に、次期最終処分場の調査・計画・建設を 進めていく。

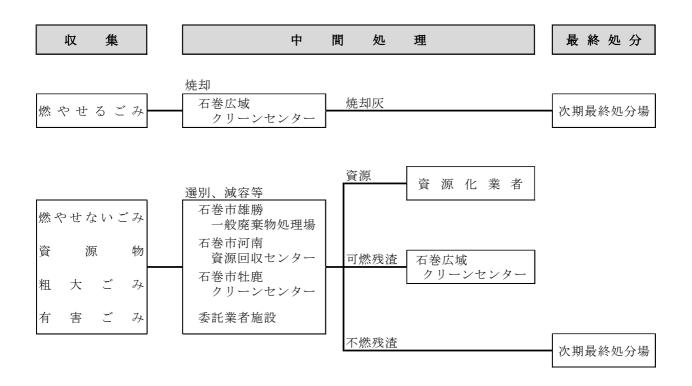


図 7-2-1 目標年次(平成 37 年度)におけるごみ処理体系

# 第3節 収集•運搬計画

#### 1. 収集区分

排出区分は基本的に現状のままとするが、リサイクル率向上のために、小型家電の回収についても適宜検討していく。

## 2. 収集運搬体制

収集運搬体制について、東日本大震災の影響による市民の居住移転を踏まえ、適正な排出と効率的かつ均衡のとれたごみ収集を目指し、ごみ集積所の増設や収集エリアの変更等を検討していく。

## 3. ごみ集積所の適正な維持管理

ごみ集積所については、収集日以外のごみ出し、不適物の排出が見られる場所があるため、管理する自治会や集合住宅管理者等と行政が連携しながら、適正な維持管理ができるように努めていく。また、ごみの適正な排出や減量・リサイクルの推進のために、管理・指導体制を設け、衛生環境の保全、美観の維持に努めていく。

## 4. ごみ集積所の確保

新たに区画整理事業等を行う場合は、ごみ集積所となる場所を確保し、良好な管理環境による、 適正な維持管理を行えるように努めていく。

※離島については、状況に応じた収集運搬を行う。

# 第4節 減量化・資源化重点施策

#### 1. 家庭系ごみの減量化・資源化に関する施策

#### 1) 環境学習の推進

小中学校等における環境学習を推進する。具体的には、石巻広域クリーンセンター見学時又は 学校へのごみ減量講座や、地域等への出前講座を実施し、ごみ問題について認識してもらい、理 解と協力を求める。

#### 2) 分別指導の徹底

自治会・衛生推進員等との連携を強化し、ごみの分別指導の徹底に努める。

#### 3) 「雑紙」排出方法の変更

雑紙の資源化を推進するため、排出方法は、現在、「雑紙類専用収集袋」のみとなっているが、これに「紙ひもで十字に縛る」と「紙袋に入れて出す」を追加し、市民が容易に出せるようにする。

#### 4) 布類の回収対象を拡大

資源化を推進するため、回収対象を拡大し、綿製品、ポリエステル製品、アクリル製品等も回収できるようにする。

#### 5) エコクッキングの推進

ごみを少なくする買い物方法、食材を有効に活用する省エネ料理、生ごみの上手な処理方法など、環境のことを考えて、暮らしの中の無駄を少なくするエコクッキング教室を開催し、家庭における生ごみの減量に努める。

#### 6) もったいない生ごみ減量推進

焼却ごみとして排出される生ごみの中には、賞味・消費期限切れの食品が、約 10%を占めているといわれているため、出前講座やイベント等で周知して「もったいない生ごみ」の発生抑制を図る。

#### 7) 集団資源回収の推進

報奨金制度の見直し等を検討し、集団資源回収活動実施団体の増加や、ビン類、缶類、古紙以 外の品目の回収を促進する。

#### 8) 消費者としての取り組み

マイバッグ持参の推進や、再使用・長期使用の推進によりごみの減量化に努める。特に、マイバッグ持参によるレジ袋の削減は、簡単にできる環境に配慮した行動の一つであるため、事業者と連携して運動を奨励していく。

## 9) 販売事業者等の協力による減量・資源化の推進

容器包装等の店頭回収の拡大や簡易包装の推進について、販売事業者等の協力を求める。

#### 10) 小型家電リサイクルの推進

本市で掲げている「循環型社会の実現」の目標のもとリサイクルの推進、最終処分量の削減な ど使用済みの小型家電の回収を行うため本市に適した小型家電リサイクルシステムの構築を検 討する。

#### 11) 家庭ごみ処理の有料化

資源ごみとして排出されたものは無料とすることで、ごみ総量の抑制だけでなく分別化の進展 も期待できることから、家庭ごみ有料化制度の導入について検討する。

## 2. 事業系ごみの減量化・資源化に関する施策

#### 1) 分別の徹底と再資源化の推進

減量計画書による計画的取組みの促進、多量排出事業所への立ち入り指導の実施、自己処理責任による処理の徹底、搬入時の分別指導の強化などにより、排出事業所に対してごみの減量及び分別を徹底するように指導していく。

#### 2) 事業所での紙類の減量・資源化

事業所で要望があればごみ減量講座を実施するなど、紙類の可燃ごみへの混入防止策について 検討する。

#### 3) 市有施設等における資源化の推進

市有施設における分別の徹底及び再資源化や、市内官公庁における分別の徹底及び再資源化に向け、関係機関に協力を求める。

#### 4) ごみ減量化・資源化協力店の認定

ごみ減量化・資源化協力店として認定された店舗を広く周知し、消費者、事業者及び本市が協 働で、ごみ減量化・資源化を図る。

## 3. その他

## 1) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物の安全・安心な回収及び処理方法について検討する。また、在宅医療廃棄物を 一般廃棄物として取り扱うことが適切かどうかを整理する。

#### 2) 適正処理困難廃棄物の処理

有害性物質を含むもの、危険性を有するもの、火気のあるもの、甚だしく悪臭又は汚水を出す もの、容積又は重量が著しく大きいもの、処理業務を困難にする廃棄物又は処理施設等を損なう 恐れがあるもの、自動車のタイヤ、バッテリー、スプリングマット(ただし、粗大ごみとして排 出された場合のみ本市で処理する)などの適正処理困難物の処理方法について、市民や事業者に 理解してもらうため、ごみカレンダーや市報等を通じて、具体的な処分方法や引き取り先を紹介 するなど積極的な情報提供を行う。

#### 3) 不法投棄対策

ごみの適正処理について市民及び事業者に対して啓発を行うとともに、市民や各種団体等の協力を得ながら、県・警察・関係機関との連絡を密にし、不法投棄パトロールを実施するなど、監視体制を強化していく。

## 第5節 中間処理計画

#### 1. 広域的な取組の推進

廃棄物処理は、全市民の生活を支える重要なライフラインの一つであり、災害などの非常時に おいても、生活環境を保全し、迅速かつ適正に処理ができるよう安全・安心な廃棄物処理体制を 確立することが重要となる。

特に今回の東日本大震災は、放射能問題をはじめ、これまでに経験しない規模等の被害が発生 しており、廃棄物の分野においても、改めて検討することが必要となっている。

現在、本市においては、「燃えるごみ」以外は、合併前の旧市町での処理対応をしており施設が分散している。今後は、施設を集約化し廃棄物を一元的に処理できるよう国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、リサイクルセンター(粗大ごみ処理施設含む)等も併設した総合的な施設整備をした方が、全体として整備費用、維持管理経費が抑えられる等の長所がある。

今後も安定したごみ処理体制を確保していくため、広域的なメリットも活かし、災害に強いご み処理施設の「整備・運営」のあり方を関係自治体と協議していく。

#### 2. 中間処理施設のあり方の検討

石巻市牡鹿クリーンセンターについては、平成7年の稼働後、既に20年が経過しており、老朽化が著しいことから、今後のあり方を検討することとする。また、各資源化施設については、併設する最終処分場の閉鎖にともない機能が半減することから、施設の集約化を検討していくこととする。

# 第6節 最終処分計画

#### 1. 次期最終処分場の整備

現行最終処分場の埋立容量満了の想定が平成34年度であることを考慮し、平成35年度の供用開始を目標とした次期最終処分場の調査・計画・建設を進めていく。

なお、次期最終処分場の容量としては、平成35~49年度における埋立容量(約152,000 ㎡、 最終覆土含む)として設定する。推計結果の詳細については、資料編13ページに示す。

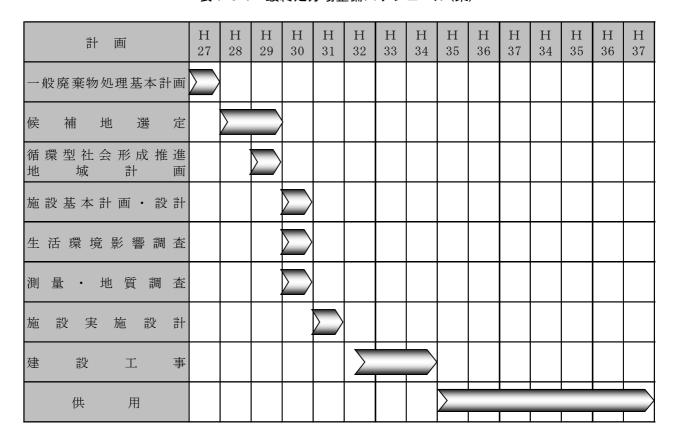


表 7-6-1 最終処分場整備スケジュール(案)

## 2. 現行最終処分場の適正運用と適正閉鎖

現行最終処分場は閉鎖までの間、基準省令をはじめとした各種法令を遵守した維持管理を行い、 閉鎖後も同様の維持管理を行いながら適正に廃止を行う。廃止の際も基準省令の廃止基準に基づ いた廃止を行っていく。